

29水管第2314号
平成29年11月16日

各都道府県水産主務部長 殿

水産庁資源管理部長

広域漁業調整委員会指示による沿岸くろまぐろ漁業承認制の徹底について

日頃から、太平洋クロマグロの漁獲管理に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。
太平洋クロマグロの第3管理期間の管理につきましては、平成29年10月26日付けで「太平洋クロマグロ小型魚に係る沿岸漁業の第3管理期間の今後の漁獲管理について」により対応を依頼したところです。

クロマグロの数量管理の遵守を確実に実施するためには、例えば、沿岸くろまぐろ漁業に必要な広域漁業調整委員会指示に基づく承認を得ずに、くろまぐろ漁業を営むケースを如何にして防ぐか等、運用上関係者で共通認識を有して対応すべき事項があります。

特に、広域漁業調整委員会指示に基づく承認制については、昨年12月に各都道府県あてに遵守・徹底を求め、周知や確認等の実施結果の報告もいただいたところではありますが、無承認操業の再発防止等の徹底に向け、下記の3点について再度、貴管下の漁業者及び漁業協同組合に確認・指導の徹底とその結果の報告をお願い致します。

記

1. 貴管下の漁業者及び漁業協同組合に対し、同委員会指示に基づく承認の有無の確認をお願いします。
2. その上で、無承認操業等の事例(想定されるものを含む)を示し、同様のことが発生していないか、或いは発生する懸念がないかどうか御確認ください。

(事例)

ケース	原因等	対応等
① 承認制を知らずに操業	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業協同組合は最近のクロマグロ操業実績者のみに周知し、他の組合員への周知・指導をしていなかった。 ・普段クロマグロ操業をしない者が、クロマグロの来遊を見て操業した(普段クロマグロ操業をしない者に周知・指導はしていなかった)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全組合員に周知・指導すること

② 混獲と言ひ逃れられると思ひ操業	<ul style="list-style-type: none"> ・ブリを狙って出漁したが、クロマグロが漁獲されたため繰り返し漁獲。 ・カツオ釣りでクロマグロが釣れたため、クロマグロが釣れることを期待してそのまま操業を継続(水揚げもクロマグロが主体)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事例毎の判断が必要なものの、左記の例では専獲であることを周知・指導すること
③ 承認制の誤認	<ul style="list-style-type: none"> ・船外機船は承認制の対象ではないと漁業協同組合が誤認し、組合員に指導していなかった。 ・漁業協同組合は沿岸くろまぐろ操業には承認が必要と漁期途中で気付いたが、組合員に指導できなかった(担当職員は気付いたが上司に相談できなかった)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・動力漁船は承認制の対象となることを周知・指導すること ・漁業協同組合員同士・職員同士で相互に気をつける体制の確立を図ること
④ 漁獲量の未報告	<ul style="list-style-type: none"> ・漁獲量の報告を漁業協同組合任せにしていたら、漁業協同組合職員のミスで未報告となっていた。 ・隣の漁業協同組合に水揚げしたら、漁業協同組合間の連絡体制がなく未報告となっていた。 ・県外水揚げ分の漁獲量の報告が漏れていた。 ・漁業協同組合が無承認者の漁獲量報告をするため、承認漁業者に上乗せして報告した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・漁獲量の報告は漁業者に求めており、漁業協同組合への委託は可能だが、定期的に報告状況を確認すること ・無承認はあつてはならないことだが、漁獲報告は必要であるため、報告は「その他」の区分ですること

3. 別添の「沿岸くろまぐろ漁業の承認制について」を貴管下の漁業者や漁業協同組合等に配布するとともに、現地説明会の開催や漁業協同組合訪問、系統の会議等あらゆる機会を捉えて、周知徹底を図ってください。

4. 平成 29 年 12 月 8 日(金)までに、1の確認と2の周知徹底の結果を別紙様式のとおり御報告ください(疑義や不備が認められなかった場合も含む)。なお、疑義や不備が認められた場合は、直ちに水産庁管理課資源管理室に一報の上、原因究明と対応策の検討を行い、漁獲量の修正報告が必要な場合は追って御報告ください。

※ 今回の確認と指導以降、広域漁業調整委員会指示に基づく承認制を知らなかった或いは、所属漁業協同組合や都道府県の指導不足といったことのないよう、確認と指導の徹底をお願いいたします。

【お問い合わせ先】

水産庁資源管理部管理課資源管理推進室
 担当 竹越、山崎、森、喜多
 代表:03-3502-8111(内線 6664)
 ダイヤルイン:03-6744-2361

沿岸くろまぐろ漁業の承認制について

1. 承認者以外の沿岸くろまぐろ漁業は禁止です。

- 沿岸くろまぐろ漁業には、広域漁業調整委員会の承認が必要です。
- 承認者以外のくろまぐろ漁業(くろまぐろをとることを目的とする漁業を営むこと)は禁止されています(大臣許可漁業や定置漁業等を除く)。
- また、承認者であっても申請内容に変更があった場合は、手続き(変更承認申請)が必要です。

2. くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績報告が必要です。

- 承認者は、くろまぐろの漁獲実績を報告する必要があります。
- 漁協を通じて漁獲実績を報告する場合は、水揚げの都度必ず漁協へ報告してください。報告を依頼された漁協は、漁獲のあった月の翌月末までに報告してください。

※ 1又は2に違反した場合は、

- ・広域漁業調整委員会の指導、
- ・農林水産大臣からの裏付け命令の発出、
- ・さらには承認の取り消し
- ・罰則(1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金)が科されること、
があります。

〇〇県水産振興課

TEL: 〇-〇-〇

水産庁資源管理部管理課

TEL: 03-3502-8111(内線 6663)

広域漁業調整委員会指示による沿岸クロマグロ漁業承認制の徹底に関する調査結果

1. 確認方法

(確認先/手段/実施日/実施者等を具体的に記載してください)

2. 確認結果

組合名	支所名	承認の有無	無承認操業等の事例			
			①承認制を知らずに操業	②混獲と言いつれられると思いい操業	③承認制の誤認	④漁獲量の未報告
(例) 〇〇	〇〇	確認済	無	無	無	可能性有

<確認結果の詳細>

(上記例では④漁獲量の未報告の可能性有の詳細を記載のこと)

※疑義及び不備が認められなかった場合は「なし」として報告。

3. (2の確認結果を受けた) 対応

※疑義及び不備が認められなかった場合は「なし」として報告。

4. 周知徹底について

(別添「沿岸くろまぐろ漁業の承認制について」のリーフレット配布の方法などについて記載してください。また、現地説明会等で周知した場合は、その旨を記載してください。)

・承認制(沿岸くろまぐろ漁業)について、各都道府県での確認結果

<p><確認方法></p> <p>①電話、口頭などで聞き取り</p> <p>②文書通知による照会</p>	<p><周知徹底の方法></p> <p>①漁協等へのリーフレットの配布 や掲示</p> <p>②漁業者へのリーフレットの配</p>	<p><海区></p> <p>太：太平洋海区</p> <p>日九：日本海九州西海区</p> <p>瀬：瀬戸内海海区</p>
--	---	---

都道府県	無承認等の確認結果	結果の概要	確認方法	周知徹底方法	海区
北海道	無		①	①②	日九・太
青森県	無		②	②③	日九・太
岩手県	無		②	①②	太
宮城県	無		②	①②	太
秋田県	無		②	①	日九
山形県	無		①	①②	日九
福島県	有	・承認船に乗り子で乗船した漁業者が自己名義で水揚げ(1隻、約268kg(H29年))	②	①	太
茨城県	無		①	①	太
千葉県	無		①②	①	太
東京都	有	・承認と届出(沿岸まぐろはえ縄漁業(特定大臣許可漁業等))の両方を有する漁業者が、誤認し、届出の漁獲成績報告のみしており、結果、承認の報告が漏れていた(3隻、12.5トン(H26年～H28年))	①	①②	太
神奈川県	無		①	①	太
新潟県	無		①②	①	日九
富山県	無		②	①③	日九
石川県	無		②	①③	日九
福井県	無		②	①③	日九
静岡県	無		①②	①②	太
愛知県	無		②	①	太
三重県	無		②	①②	太
京都府	無		①	②	日九
大阪府	無		②	①③	瀬
兵庫県	無		①②	①③	日九・瀬
和歌山県	無		①	①②③	太・瀬
鳥取県	無		①	①③	日九
島根県	無		①②	①③	日九
岡山県	無		①	①②	瀬
広島県	無		①②	②	瀬

・承認制(沿岸くろまぐろ漁業)について、各都道府県での確認結果

<p><確認方法></p> <p>①電話、口頭などで聞き取り</p> <p>②文書通知による照会</p>	<p><周知徹底の方法></p> <p>①漁協等へのリーフレットの配布 や掲示</p> <p>②漁業者へのリーフレットの配</p>	<p><海区></p> <p>太 : 太平洋海区</p> <p>日九 : 日本海九州西海区</p> <p>瀬 : 瀬戸内海海区</p>
--	---	---

都道府県	無承認等の確認結果	結果の概要	確認方法	周知徹底方法	海区
山口県	無		①	①	日九・瀬
徳島県	有	・さわらはえ縄漁船が承認制を知らずに、承認を得ないで沿岸くろまぐろ漁業を操業(1隻、約1.5トン(H29年))	②	①	瀬・日九・太
香川県	無		②	①	瀬
愛媛県	無		①	①②	太・瀬
高知県	無		②	①	太
福岡県	無		②	①	日九・瀬
佐賀県	無		①②	①③	日九
長崎県	無		②	①②	日九
熊本県	無		②	①②③	日九
大分県	無		①	①③	太・瀬
宮崎県	無		①②	①③	太
鹿児島県	無		②	①	日九
沖縄県	無		①②	①③	日九

徳島県における無承認操業事案への対応について

1. 経緯

徳島県籍のさわらはえ縄漁船1隻に無承認操業の疑いが持たれたことから、瀬戸内海広域漁業調整委員会事務局の瀬戸内海漁業調整事務所は、徳島県庁の協力を得て調査・指導を行ったもの。

- 今回のさわらはえ縄漁船が操業を行った紀伊水道では、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示により、沿岸くろまぐろ漁業の操業を禁止しており、同漁業を営むためには委員会の承認(以下「広調委承認」という。)を受けることが必要。
- 今般、昨年の無承認操業事案を受け発出した「広域漁業調整委員会指示による沿岸くろまぐろ漁業承認制の徹底について(平成 29 年 11 月 16 日付け 29 水管第 2314 号水産庁資源管理部長通知)」に基づき、徳島県庁が県内関係漁業協同組合等に対し、無承認操業等の事例を示し確認等を行ったところ、広調委承認を受けていないさわらはえ縄漁船による沿岸くろまぐろ漁業の操業が疑われたもの。

2. 調査・指導の対象者

- (1) 期 間:平成 30 年1月 24 日(水)
- (2) 対象者:無承認操業が疑われた漁業者 1 名、漁協組合長等
- (3) 方 法:漁業者、漁協組合長等に対する聞き取り、指導等

3. 結果概要等

(1)無承認操業の疑義等について

年	操業隻数	所属漁協	承認の有無	漁獲量	漁獲報告
H29 年	1 隻	長原漁協	無	1.5 トン	あり(9-12 月)

(2)対応方向

委員会の「処分方針」に従い、無承認操業の疑義のある漁業者に対し聞き取り調査等を行った上で、その場で当該漁業者に対し「承認を得ずに沿岸くろまぐろ操業をしないよう指導」し、委員会の会長名で指導文書を手渡した。併せて、当該漁業者からは「承認を得ずに沿岸くろまぐろ漁業をしない」旨の一筆を受けた。

なお、今回の指導に従わない場合は、漁業法第 68 条第 4 項で準用する同法第 67 条第 8 項に基づき、委員会による農林水産大臣からの命令発出の手続きを行い、罰則の対象となり得る旨の説明を行った。

※ 罰則は1年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 28 号(沿岸くろまぐろ漁業)9に基づく違反者への対応及び処分方針について

平成 29 年 3 月 8 日
瀬戸内海広域漁業
調整委員会議決

1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応

- (1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等においては、速やかに事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。
*必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施。
- (2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告

2. 対応・処分基準

- (1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の違反内容ごとの委員会の対応・処分の基準は以下のとおりとする。

違反内容	委員会としての対応・処分
①承認を受けずに沿岸くろまぐろ漁業を営んだ場合	・漁業法第68条第4項で準用する同法第67条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)
②漁獲実績に係る虚偽の報告をした場合	・同上
③漁獲実績に係る報告をしなかった場合 *1ヶ月以上の報告遅延を含む。	
④漁業法第68条第4項で準用する同法第67条第11項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の7の規定に基づき、承認を取り消す。

注 裏付命令の申請に係る手続は会長(又は会長代理)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

- (2)裏付命令の申請に係る者及び当委員会の承認を取り消された者から、新たに承認申請(承継)があった場合、裏付命令を申請した日及び承認を取り消された日から1年間は、承認を行わない。

- (3) 上記にかかわらず、委員会は、会長(又は会長代理)が、違反が悪質と認められる場合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得られた場合は、2の(1)の注の手続きにより裏付命令の申請を行うことができる。

3. 処分する場合の手続き

- (1) 2の対応・処分(裏付命令の申請を除く。)を行う場合は、委員会は、処分予定者に対して、異議があれば15日以内に申し出るべき旨を催告しなければならない(なお、催告期間は催告日の翌日から起算するものとする。)
- (2) (1)により処分予定者に異議がある場合は、公開により委員会が処分予定者から聴聞を行う。また、聴聞の際には、必要に応じて処分予定者が所属する団体の長が立ち会うことができる。
- (3) (2)の委員会の聴聞は、会長(又は会長代理)、会長が聴聞の都度指名する委員を含めた3名以上の委員が行い、事務局がこれを補佐する。
- (4) (1)により異議がない場合又は(2)の聴聞の結果、異議に正当な理由が認められない場合には、2の対応・処分を行う。

太平洋クロマグロの 資源管理について

平成30年3月22日
水産庁

I . 太平洋クロマグロ小型魚の沿岸漁業における操業自粛について

1. クロマグロの管理の経緯

- 我が国は、平成26年12月のWCPFCにおける国ごとにクロマグロの漁獲枠を設定する決定(※)を踏まえ、平成27年1月から自主的な取組として、**小型魚の漁獲枠は4,007トン、大型魚の漁獲枠は4,882トン**とし、特に小型魚については、沖合漁業は漁法別、沿岸漁業は全国を6ブロックに分けて管理を開始。(現在は原則都道府県別)

※①30kg未満の小型魚の漁獲量を2002-04年平均水準から半減。

②30kg以上の大型魚の漁獲量を2002-04年平均水準から増加させない。

- このような中、**第2管理期間(平成28-29年)で小型魚の漁獲枠の超過が発生したため、これまでの試験実施から海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく漁獲可能量(TAC)制度に移行することとなった。**

※なお、法令に基づくTAC管理は平成30年の第4管理期間からで、沖合漁業は本年1月、沿岸漁業は本年7月から開始となる。

2. 管理期間ごとの漁獲枠と実績

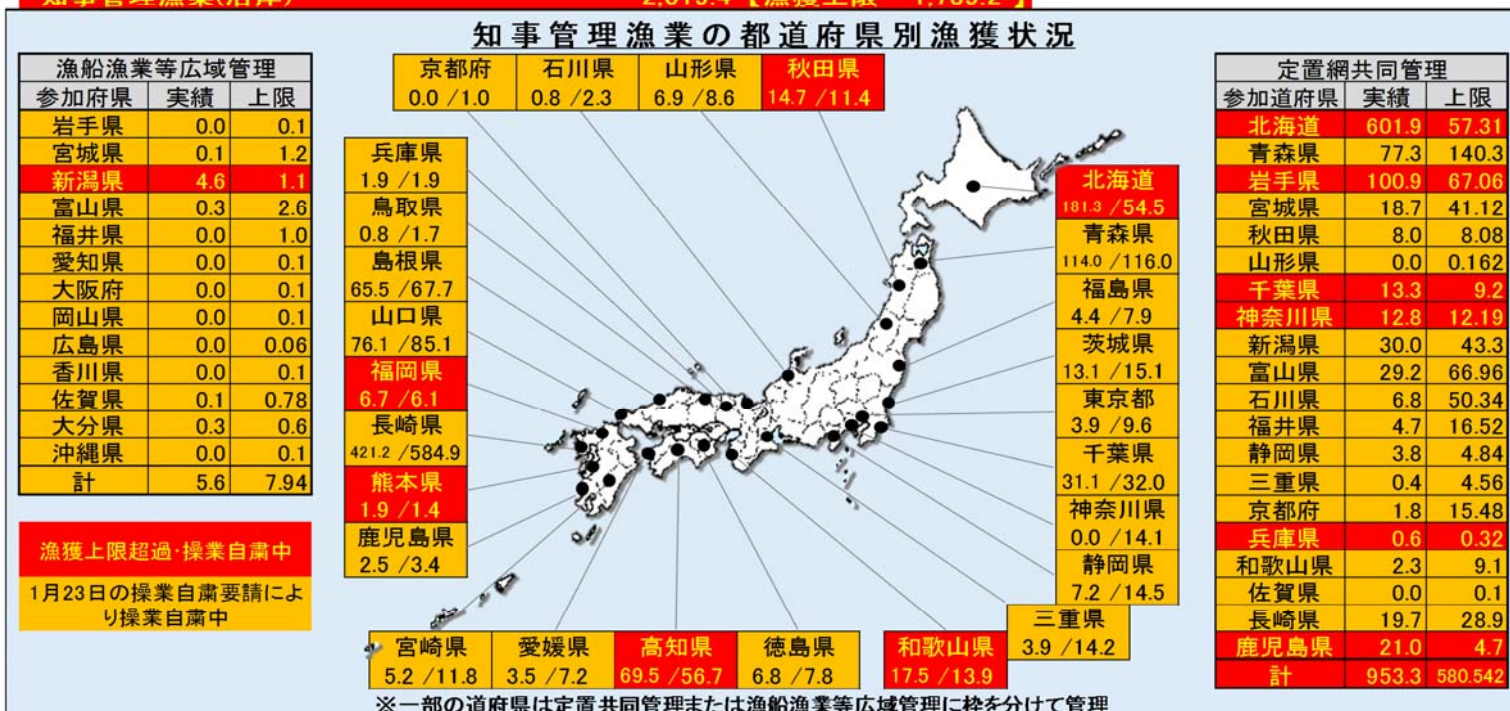
	H27年(2015年)	H28年(2016年)	H29年(2017年)	H30年(2018年)
	1 6 7 12	1 6 7 12	1 6 7 12	1 6 7 12
沖合漁業	自主管理			沖合漁業 TAC開始 H30.1~
	第1管理期間	第2管理期間	第3管理期間	第4管理期間
沿岸漁業	自主管理			沿岸漁業 TAC開始 H30.7~
全体計	枠4,916t(実績3,096t)	枠4,007t(4,341t)	枠3,424t(3,368t)	枠3,734t(*2)
まき網	枠2,000t(923t)	枠2,000t(1,938t)	枠1,500t(1,219t)	枠1,500t
近海竿釣り等	枠106t(23.5t)	枠106t(37t)	枠106t(129.3t)	枠82.7t
沿岸漁業	枠2,810t(2,149t) 第1管理期間は18か月分	枠1,901(2,365t)	枠1,739t(2,019t)(*1)	これから

注: ()内の数量は漁獲実績 (*1)沿岸漁業第3管理期間の実績はH30.3現在の数量 (*2)第3管理期間の超過量の差引前の数量

3. 第3管理期間(H29-30年)の漁獲状況【平成30年3月時点】単位:トン

○ 30キロ未満小型魚	3,367.8【漁獲上限 3,423.5】
・大臣管理漁業(沖合)	1,348.5【漁獲上限 1,606.0】
大中型まき網漁業	1,219.2【漁獲上限 1,500.0】
近海竿釣り漁業等	85.1【漁獲上限 62.0】
かじき等流し網漁業等	44.2【漁獲上限 44.0】
・知事管理漁業(沿岸)	2,019.4【漁獲上限 1,739.2】

管理期間
 沖合漁業はH29.1~12
 沿岸漁業はH29.7~H30.6
 留保枠 78.3トン



※各県の漁獲上限は第3管理期間当初の数量です。

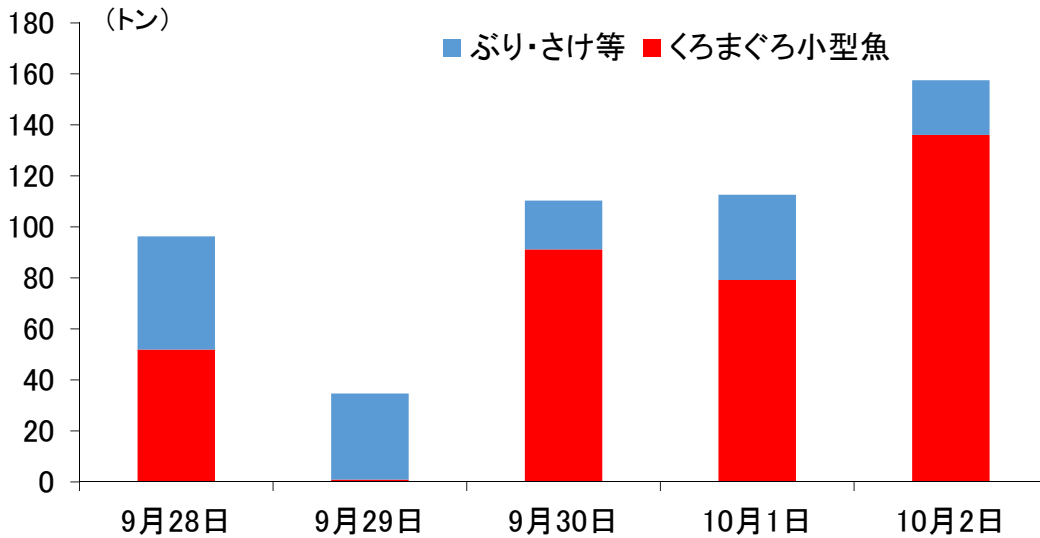
沿岸漁業には平成30年1月23日付けで操業自粛要請が发出されています。実績が上限を超えていない場合であっても、漁獲は厳に自粛願います。

※現時点での速報値のとりまとめであり、引き続き最新情報に更新されていくことを予め留意してください。
 ※合計の数値は、四捨五入しているため、個々の数量の合計と一致しない場合があります。

4. 北海道の定置漁業での大量漁獲について

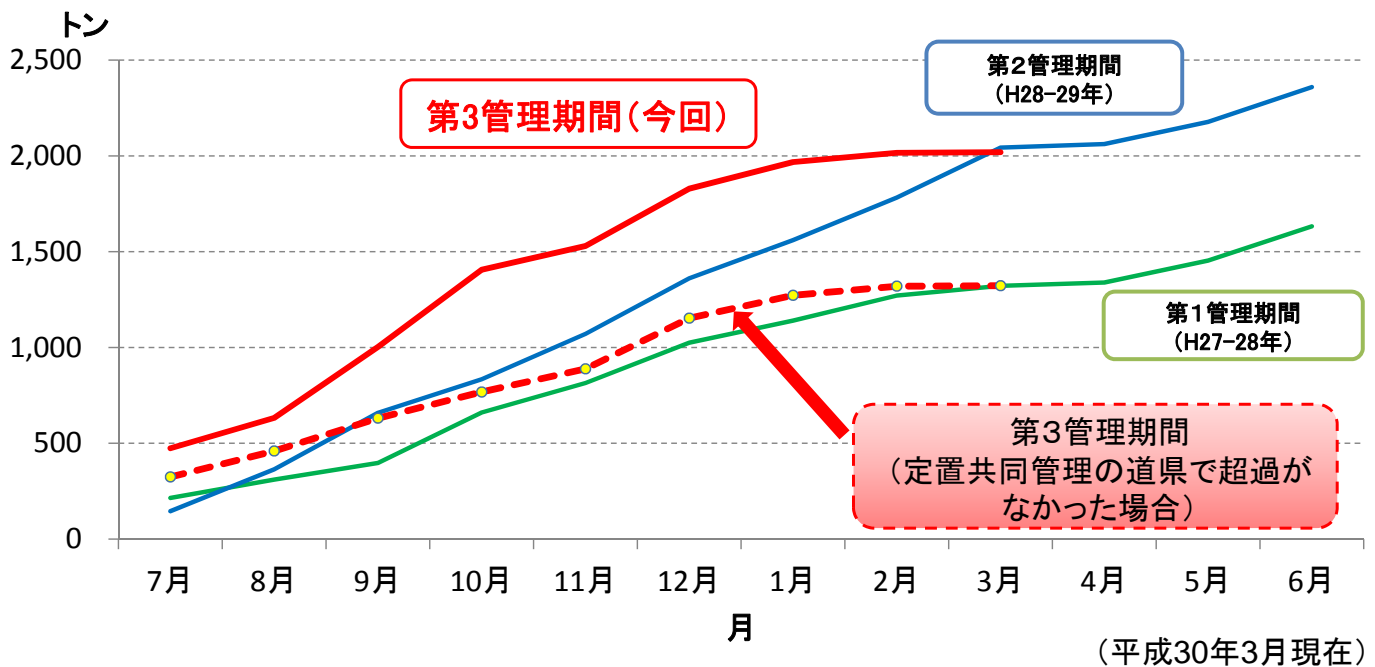
- 第3管理期間開始早々の7月初旬に北海道の定置漁業で道の配分枠を超えて漁獲したため、再放流や休漁等を指導。
- しかしながら、更に、9月28日から10月2日までの5日間に、定置業者4者が約356トンのクロマグロ小型魚を漁獲。
- なお、この時期は、定置漁業はサケ等が盛漁期となるが、この4業者の漁獲物のほとんどはクロマグロ。

9月28日から10月2日までの5日間の漁獲状況(トン)



5. これまでの沿岸漁業の漁獲状況推移

- 今期(3月時点)の沿岸漁業の漁獲状況は、**昨年の同時期とほぼ同量**。
- 仮に定置共同管理に参加する道県で**超過量がなかった**場合、今期の漁獲状況は**超過しなかった第1管理期間並みのペース**。

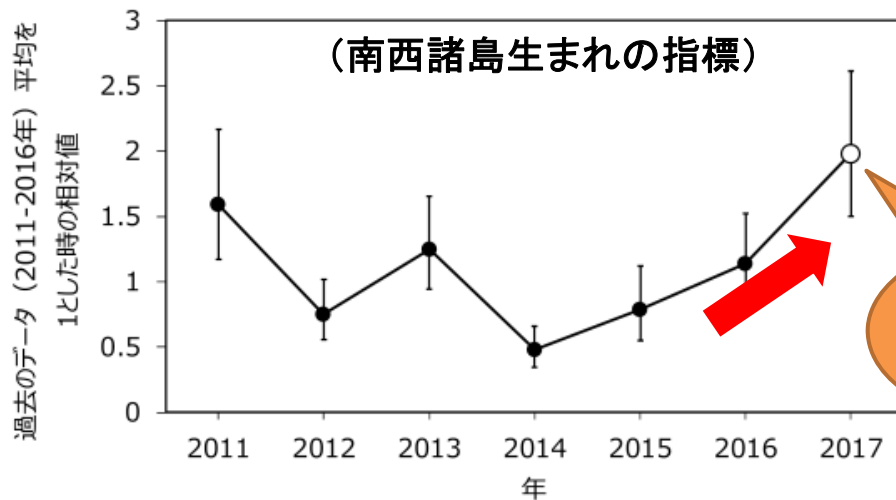


(平成30年3月現在)

6. くろまぐろの漁獲動向①

- 加入量モニタリング速報によると**2015年以降、3年連続、加入動向は上向き**となっており、引き続き、沿岸への**来遊は増加する可能性**

加入量モニタリング速報



2014年に比べて約4倍の水準

図. 2011~2017年の夏季の曳縄モニタリング船CPUEの相対値.
図中の垂線は95%信頼区間.

7. 第3管理期間(H29-30年)の見通し

- このまま第3管理期間の**漁獲枠を残した都道府県が漁獲を継続した場合、本管理期間のWCPFCの国際約束を遵守できなくなるのは必定。**

項目	小型魚 漁獲枠 A	H30.3の 漁獲量 B	A-B = C+D	超過合計 C ^(*1)	残枠合計 D ^(*2)
沖合漁業	1,606.0t	1,348.5t	257.5t	-23.3t	280.8t
沿岸漁業	1,739.2t	2019.4t	-280.2t	-751.0t	470.9t
留保枠	78.3t	-	78.3t	-	78.3t
合計	3,423.5t	3,367.8t	55.6t	-774.3t	830.0t

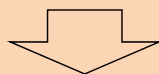
注: 表中の値は小数点以下を四捨五入しているため、個々の数量の合計と一致しない場合があります。

(*1) 都道府県の割当数量を超過した数量の合計 (*2) 都道府県の割当数量のうち、未消化分の合計

(平成30年3月現在)

8. WCPFCにおける漁獲制御ルール

- 昨年のWCPFCでの漁獲制御ルールは、増枠の検討を可能とした。
- 一方で、達成確率が一定の値を下回ると自動的に管理措置が強化される。



我が国の漁獲枠を超過すると、達成確率が下がり**減枠となる可能性**がある。

漁獲制御ルール

「暫定回復目標」の達成確率が、

(ア) **75%を上回った**場合

①「暫定回復目標」の70%以上を維持し、かつ、②「次期回復目標」の60%以上を維持する範囲で、**増枠が検討可能**となる。

(イ) **60%を下回った**場合

60%に戻るよう、**管理措置を自動的に強化**。

※1 我が国は第2管理期間で約333トン超過。仮に今期も超過すると、現在の達成確率61.5%が維持できない事態となる可能性もありうる。

※2 次回資源評価は、本年3月。

9. 第3管理期間(H29-30年)の対応方向

- **日本の漁獲枠を守るため**、第3管理期間は**漁獲を中止**することが必要。
- 本年6月までの第3管理期間は、**漁獲中止による減収に対する支援等**の**今期の漁獲枠を守るための対応**を行う。

～本年6月まで(第3管理期間)

今期の漁獲枠を守るための対応

・沿岸漁業の操業自粛

国際約束の遵守のため小型魚の操業自粛要請

・クロマグロ対策の活用(支援策)

漁業収入安定対策事業によって、減収分の補てんが受けられるほか、「クロマグロ資源管理促進対策」による支援を実施

・理解の醸成

流通業者や消費者に対し幅広く情報発信。
(全国説明会や水産庁ホームページ等)

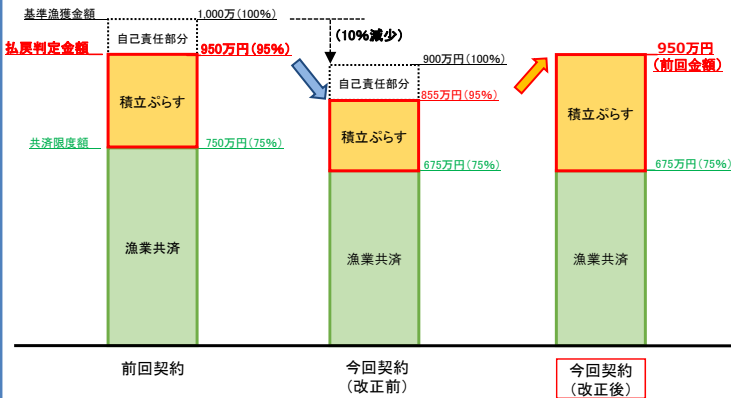
(参考)クロマグロ資源管理促進対策 4.0億円

中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)の国際約束に基づくクロマグロの漁獲上限の遵守が課題となっている中、魚種選択性の低い定置網漁業等において、経営への影響を最小化しつつ、安心して資源管理に取り組める環境を整備します。

資源管理による収入減少に対する補てん (収入安定対策の拡充)

クロマグロの数量管理のため、更に強度な資源管理に取り組む沿岸漁業者を対象に、漁業収入安定対策事業(強度資源管理タイプ)における払戻判定金額(=補てん水準:通常は直近5中3で計算)を平成29年の水準(24年~28年の5中3で計算)から下回らないよう措置

【定置網漁業の例】
漁獲金額の減少に伴い、基準漁獲金額が前回契約から10%減少した場合



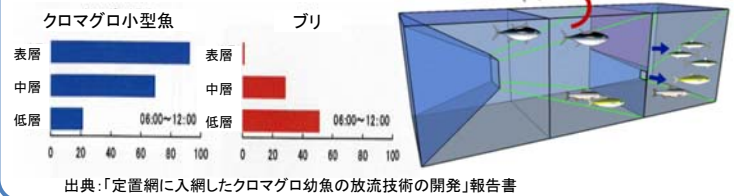
クロマグロ資源管理に必要な取組に対する支援 (平成29年度補正予算)

- ① 定置網漁業の安定的な操業を確保するため、クロマグロの混獲回避の取組(放流作業)を支援(定額) **2.3億円**
- ② 定置網からクロマグロを逃がすため、魚の入り具合を適時把握する魚探、箱網の一部を海面下に沈下させる水中ウインチ等の機器導入を支援(1/2補助) **0.7億円**

クロマグロ資源管理に必要な技術開発等に対する支援 (平成30年度当初予算)

定置網の混獲回避・漁獲を抑制する漁具改良等の技術開発、クロマグロ数量管理に必要な管理マニュアルの作成・指導等を支援(定額) **1.0億円**

【例:遊泳層の違いを利用して逃がす放流技術の開発】



Ⅱ. 第4管理期間(平成30～31年) における対応方向について

第4管理期間(H30-31)での対応方向

- 昨年の北海道での**大量漁獲**のような事態が**二度と繰り返されないよう万全の対策**が必要。
- このため、本年7月からの**沿岸漁業の第4管理期間は、資源管理法(※)に基づく数量管理**を開始し、より厳格な管理を実施。
- また、我が国の**漁獲枠を守る**ためには、引き続き、**管理の徹底**が必要であり、そのためには、「**獲り得**」や「**正直者が馬鹿を見る**」ことがないよう、**不公平感を無くす**ことが必要。

(※)資源管理法:海洋生物資源の保存及び管理に関する法律

同様の事態を繰り返さないための対応

・第4管理期間での改善策

本年7月以降は、沿岸漁業で罰則を伴う資源管理法に基づく数量管理を開始。より厳格な管理を実施するための方策について更に検討



1. TAC管理の厳格化

- ・ 昨年12月に公表した**資源管理法に基づく国の基本計画**で、都道府県には、
 - ① 都道府県での**留保設定**、
 - ② 漁獲時のよりきめ細かな**緊急報告**、を求めるとともに、**月別の細分化した漁獲計画の作成等を、各都道府県の管理計画の中で進め、よりきめ細かい管理を行う。**

2. 獲り控えた分の上乗せ措置について

- **獲り控えた都府県の漁獲枠の残枠分は、第4管理期間の当該都府県の漁獲枠に、国から上乗せ配分する。**

※ この際、第4管理期間のみで一括上乗せできない場合は、複数年での分割上乗せする。

- **上乗せ配分原資は、超過道府県における超過量の翌管理期間からの差引き量を活用。**

3. 第3管理期間超過量の差引きについて

○ 第2管理期間超過量の差引き

第2管理期間超過量の差引きは、**超過で差し引くこと自体が初でもあり、超過量を全量、当該都道府県の漁獲枠から差し引かず、差引量は当該都道府県の当初枠の2割までとし、残りは複数年での分割返済とした。**

○ 課題

上記の2割差引きや分割返済を認めたことで、漁業者によっては、**超過しても2割差引きなので、少しなら超過した方が得**といった、**誤解が生じている**との意見もあった。

○ 第3管理期間超過量の差引き

第3管理期間超過量は、第4管理期間から一括で差し引くことに対応する。ただし、一括差引きで全量差し引けない場合に限り、分割差引きとする。

4. その他

○ **一括差引きにより、第4管理期間漁獲枠が0トン**となる都道府県がある。

○ この場合、**超過した結果、漁獲枠が0トン**なのだから、**当然、クロマグロを狙った漁獲は中止**だが、**クロマグロ以外の魚を狙った操業や定置漁業での真にやむを得ない混獲**は起こり得る。

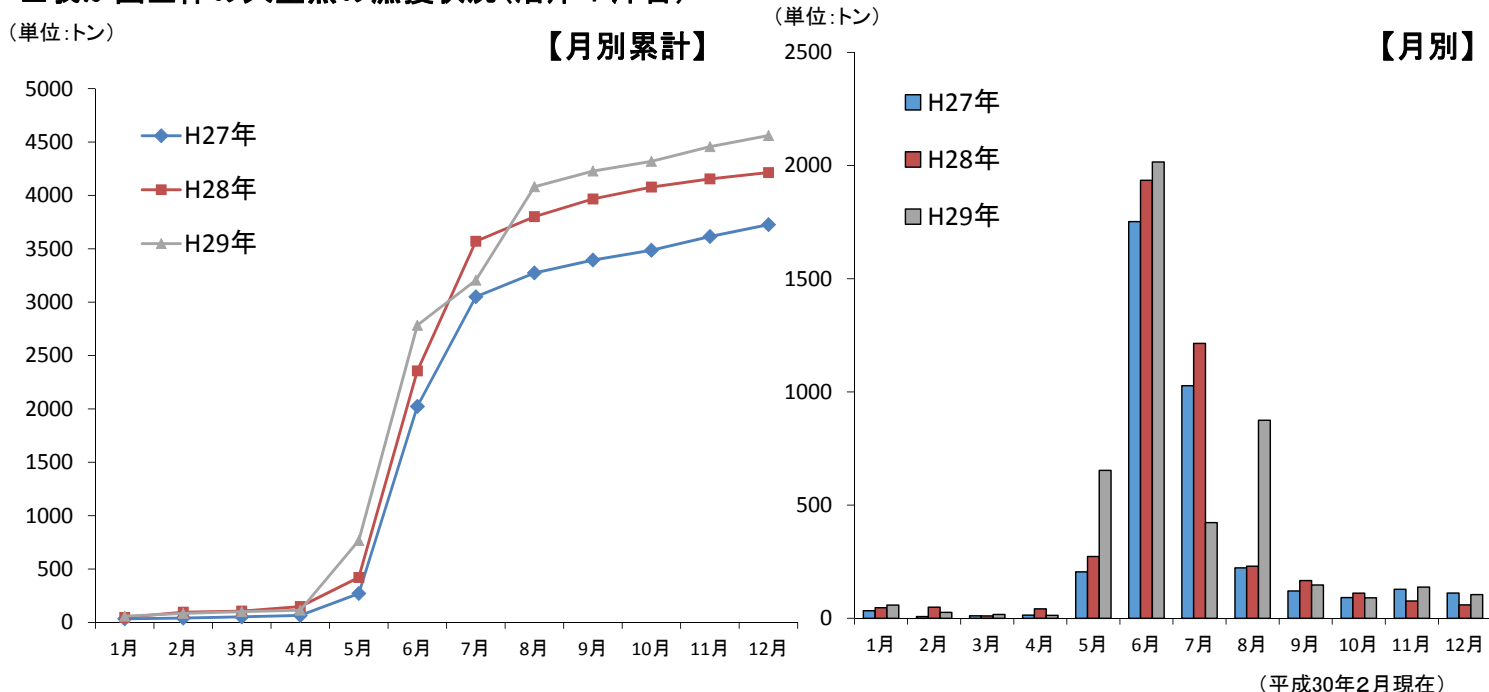
○ このため、**混獲の管理は必須**であり、**必要最小限の混獲枠、数トン**を配分する。

Ⅲ. 太平洋クロマグロ大型魚の管理の方向性について

1. 大型魚の漁獲状況について

- 30キログラム以上の大型魚の漁獲量は、**毎年、増加**の傾向。
 - また、**小型魚**は半減の管理を開始した2015年生まれが、今年(2018年)に3歳魚となり、**大型魚に成長**。
- ➡ **管理体制の整備**が必要。

■我が国全体の大型魚の漁獲状況(沿岸+沖合)



2-1. 大型魚の配分について①

- 大型魚は、国際合意により、2002年から2004年までの平均漁獲量から増加させないよう管理(我が国漁獲枠:4,882トン)。※超過量は翌年の漁獲枠から差し引く
- 我が国漁獲枠4,882トンを最近年(2015年と2016年)の漁獲量に応じて按分。その上で、不確実な漁獲量の増大に備え、国全体としての管理目標を確実に達成するとともに、より早期の資源回復のために大型魚漁獲枠の1割程度を留保。
- しかしながら、この計算で配分すると、大中型まき網は現状の自主規制枠(3,098トン(2002~2004年の平均漁獲量))を大幅に上回る。
このため、現状を踏まえ、3,098トンを基本とする。

※ ただし、大型魚への振替分250トンを3,098トンに加え3,348トンとなる

※ なお、大中型まき網は、小型魚管理で500トン削減し、250トンを大型魚に振替え、250トンを水産庁に預けていることから、これらは大型魚の留保の計算から除外する。

- 今後、大型魚の漁獲が増加していくことが予想されることから、WCPFCで決められた漁獲枠を遵守できるよう、適切な管理を行っていききたい。

2-2. 大型魚の配分について②

漁法	WCPFC年 (2002-2004年) で按分	最近年 (2015-2016年) で按分 ^{(*)4}	留保前 漁獲枠	留保	留保後 漁獲枠
大臣管理(沖合)漁業	3,850トン	3,578トン	3,283トン	728トン ^{(*)3}	2,980トン
うち、大中型まき網漁業 ^{(*)2}	3,098トン	3,393トン	3,098トン		2,813トン ^{(*)1}
知事管理(沿岸)漁業	1,032トン	1,304トン	1,304トン		1,174トン
合計	4,882トン	4,882トン	4,587トン		4,154トン

(*)1 大中型まき網漁業の留保後漁獲枠2,813トンに加えて、小型魚から大型魚への振替分250トンがある。

(*)2 大中型まき網漁業の留保の計算には、水産庁に預けた小型魚の留保(250トン)を差し引く。【(3,098-250トン)×1割】

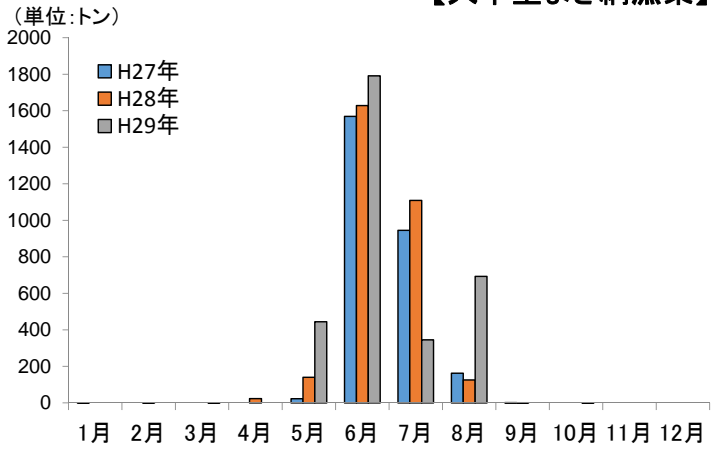
(*)3 留保には、漁獲枠の調整分(4,882-4,587=295トン)が含まれる。

(*)4 漁業種別の漁獲実績(2015-2016年)の平均値の割合を4,882tで按分

3. 大型魚/小型魚別の沿岸と沖合の月別漁獲状況について

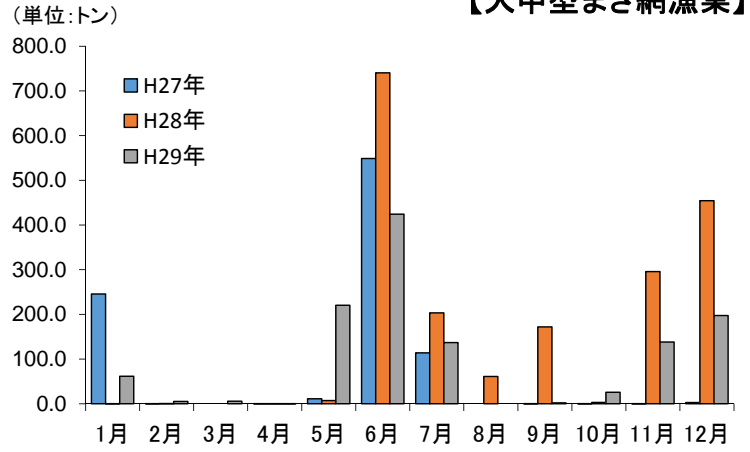
大型魚

【大中型まき網漁業】

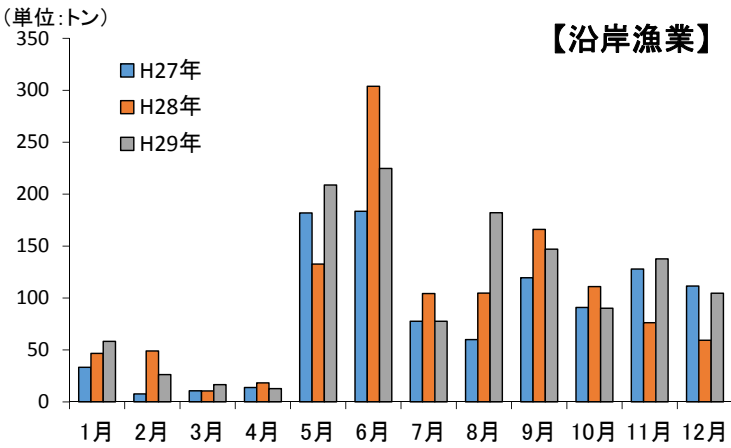


小型魚

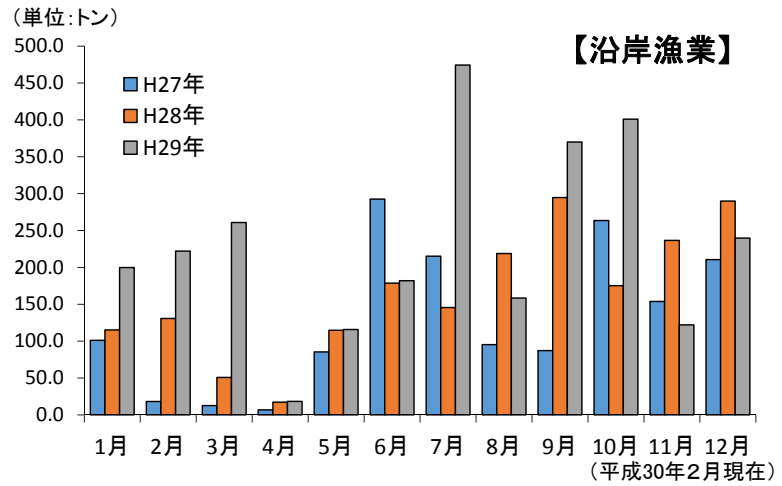
【大中型まき網漁業】



【沿岸漁業】



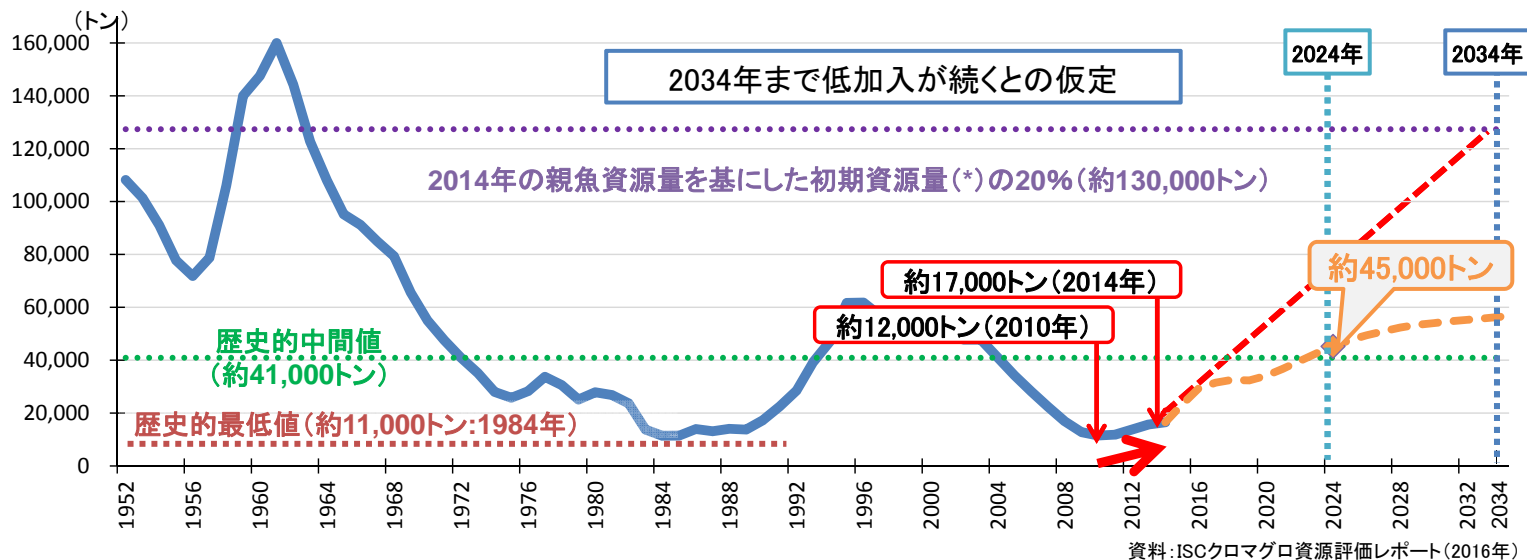
【沿岸漁業】



(参考資料)

太平洋クロマグロの親魚資源量の回復予測

- WCPFC(中西部太平洋まぐろ類委員会)の暫定回復目標は、「親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値まで回復させること。
- 今後、低加入が続いたとしても、現在の措置(小型魚半減等)を継続すれば暫定回復目標は達成可能(62%)。



(*)初期資源量:資源評価上の仮定を用いて、漁業が無い場合に資源が理論上どこまで増えるかを推定した数字。かつてそれだけの資源があったということを意味するものではない。

0歳魚の加入(発生)状況

- 加入量は大きく変動
- 2014年の加入量は極めて低水準(ただし、将来予測には折込み済)。直近5年間の平均も、歴史的平均以下。
- 2016年の水準は2015年を上回る可能性大。
- さらに、2017年の水準はモニタリング調査を開始した2011年以降の平均より高い水準。

太平洋クロマグロ加入量モニタリング速報

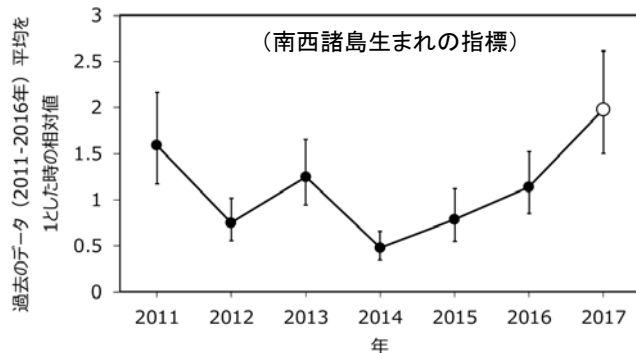
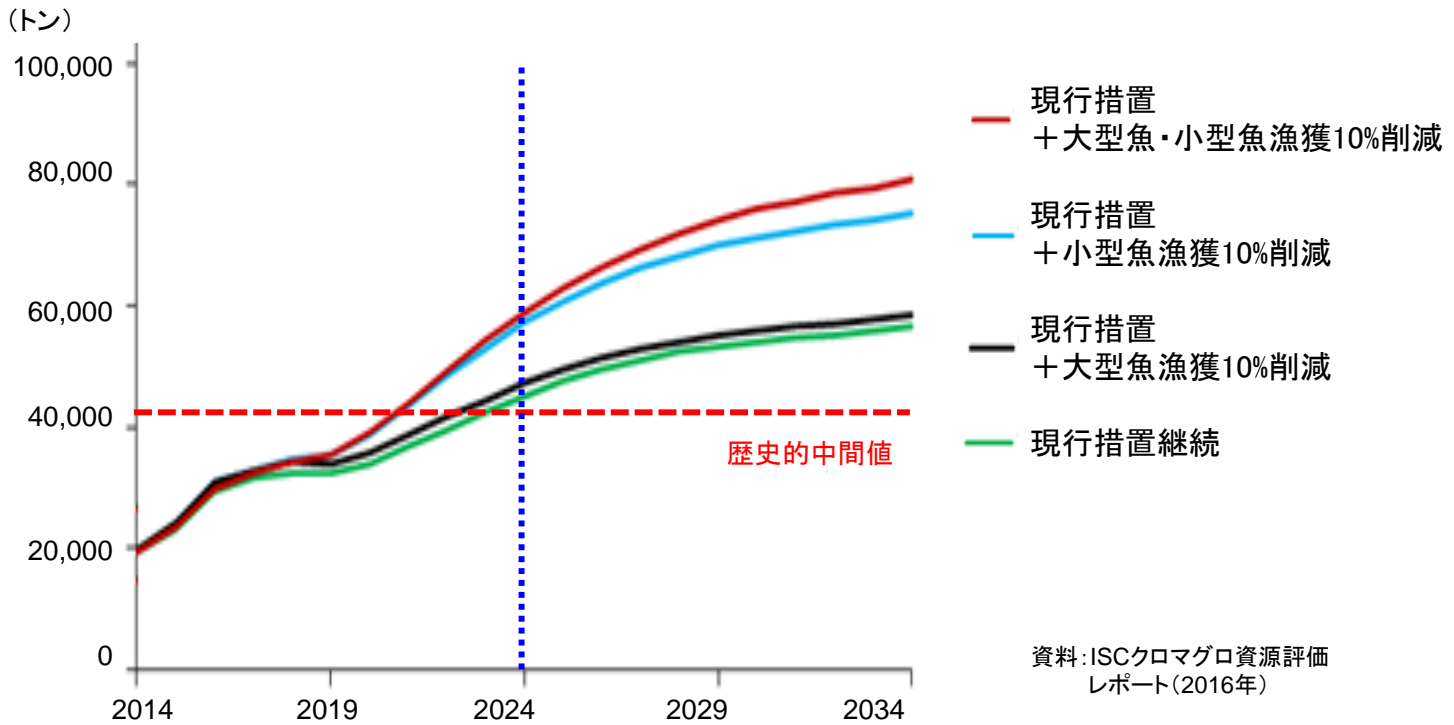


図. 2011~2017年の夏季の曳網モニタリング船CPUEの相対値。図中の垂線は95%信頼区間。



・小型魚削減と大型魚削減の効果の比較（低加入を想定した場合）

	現行措置継続	現行措置 +小型魚漁獲10%削減	現行措置 +大型魚漁獲10%削減	現行措置 +大型魚・小型魚漁獲10%削減
歴史的中間値 回復確率	61.5%	85.3%	67.2%	86.2%



・くろまぐろの漁獲動向

- 沿岸漁業は主な漁獲対象が0-2歳の小型魚
 - 2017年生まれの水準は直近2年よりも高い可能性があり、2018年は少なくとも1-2歳魚の来遊が第2～第3管理期間を大きく上回ることが想定される。
- 大量に来遊した場合の対応は今期以上に重要。

加入状況からみた年齢別資源の傾向

年	加入状況	09年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	(西暦) (和暦)
		21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	
2009年生 H21年	904万尾	0歳	1歳	2歳	3歳								
2010年生 H22年	1,579万尾		0歳	1歳	2歳	3歳							
2011年生 H23年	1,348万尾			0歳	1歳	2歳	3歳						
2012年生 H24年	611万尾				0歳	1歳	2歳	3歳					
2013年生 H25年	1,127万尾					0歳	1歳	2歳	3歳				
2014年生 H26年	368万尾						0歳	1歳	2歳	3歳			
2015年生 H27年	2014年を上回る							0歳	1歳	2歳	3歳		
2016年生 H28年	2015年を上回る								0歳	1歳	2歳	3歳	
2017年生 H29年	比較的高い水準※の可能性									0歳	1歳	2歳	

*高い水準: モニタリングを開始した2011年以降の中では比較的高い水準の可能性

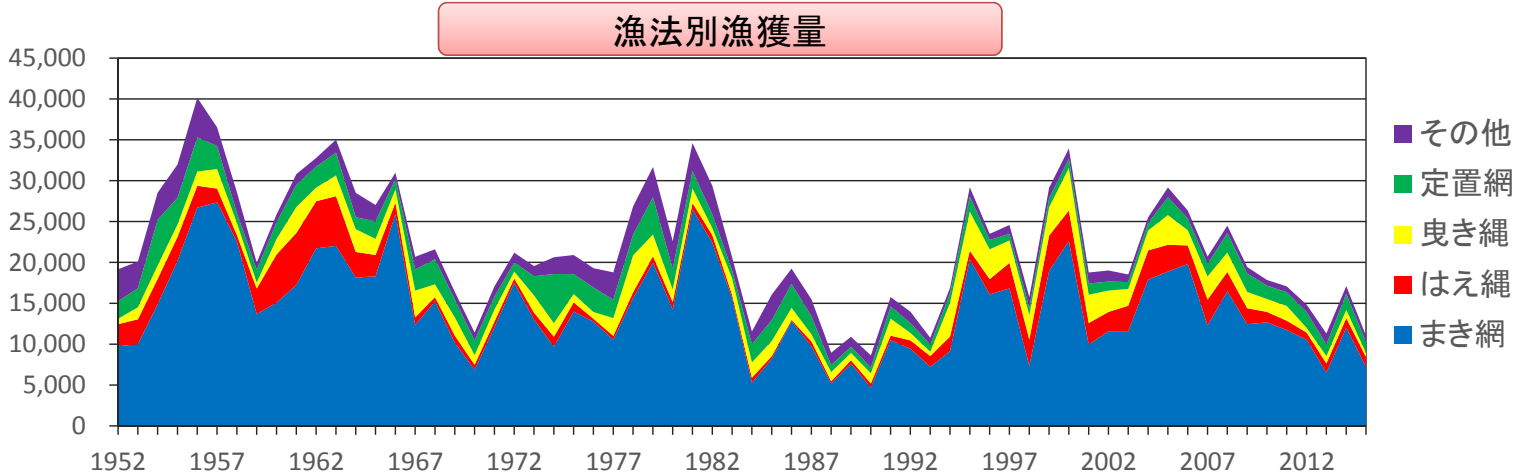
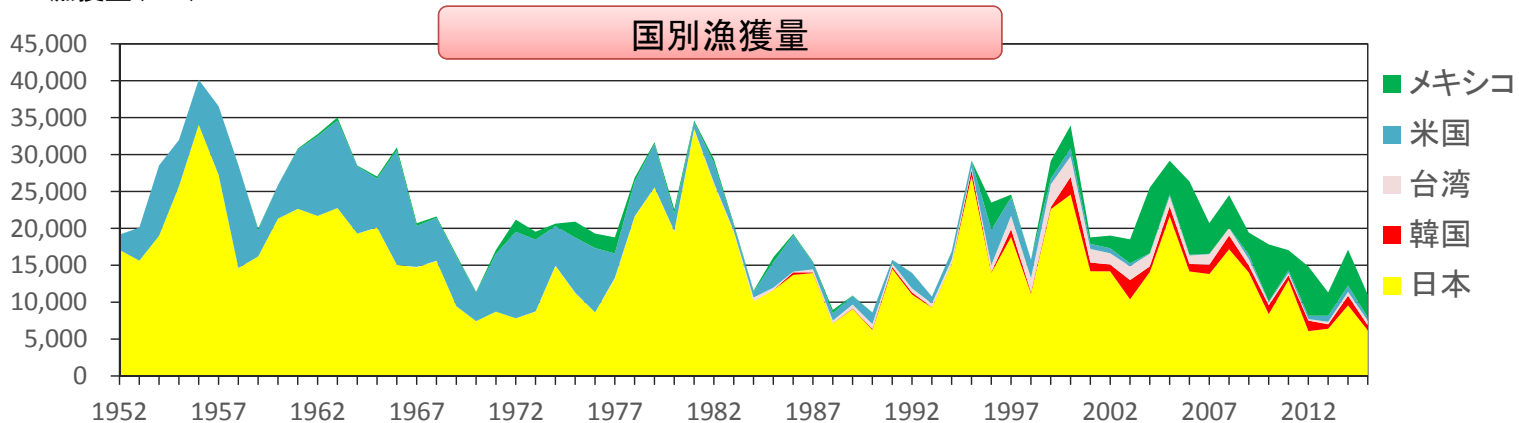
まき網5,000トン管理

まき網4,250トン管理

半減管理開始

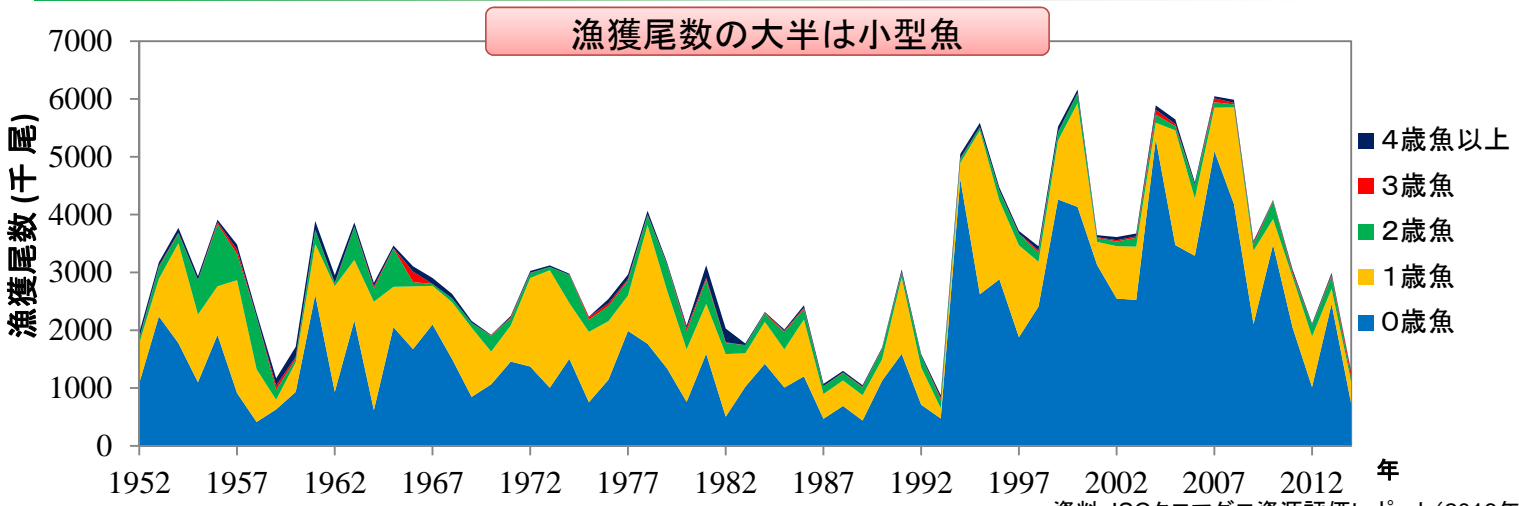
・太平洋クロマグロの国別・漁法別漁獲状況

漁獲量(トン)



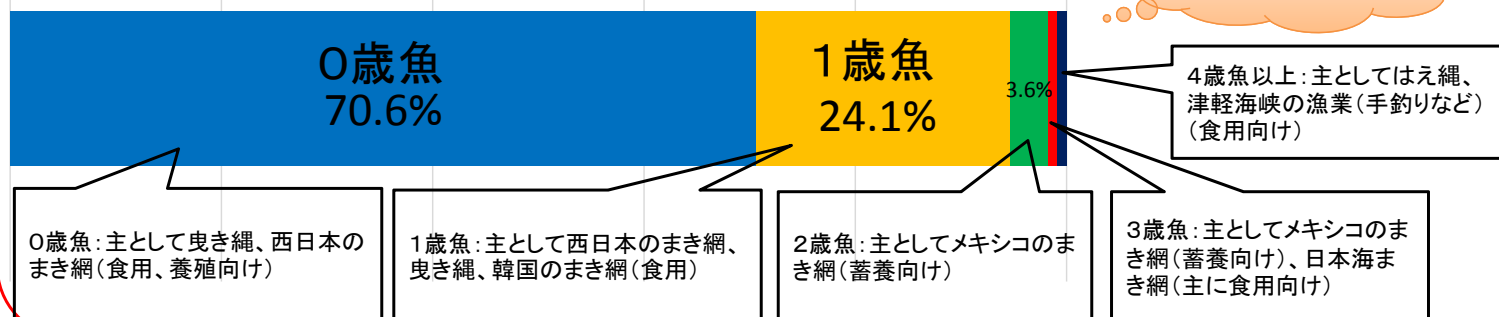
資料:ISC16レポート(2016年※2015年は暫定値)

・太平洋クロマグロの年齢別漁獲状況

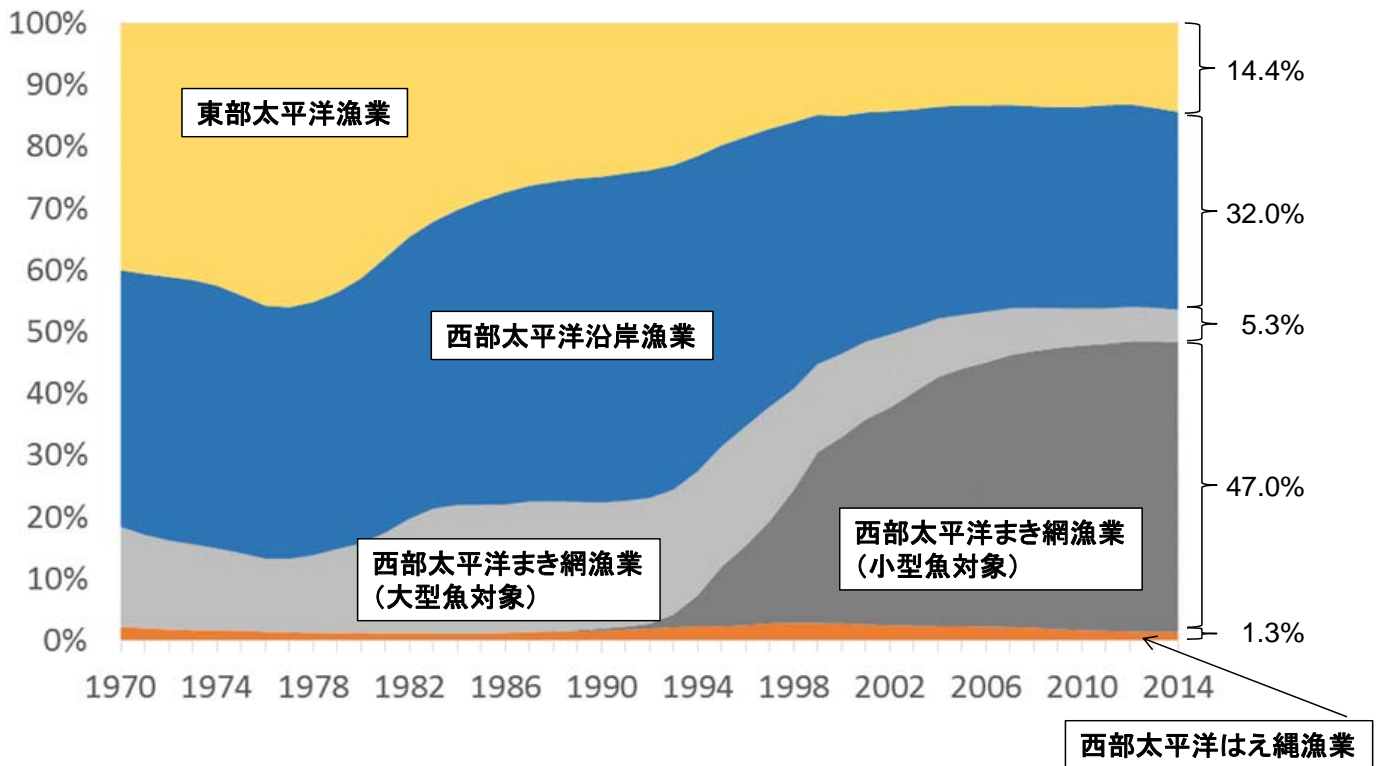


資料:ISCクロマグロ資源評価レポート(2016年)

太平洋クロマグロ年齢別漁獲尾数割合(2005-2014年の平均)



・各漁業が親魚量に与えるインパクト



資料:ISCクロマグロ資源評価レポート(2016年)

・国際委員会における決定事項

(1) 中西部太平洋:WCPFC

- ① 親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値まで回復させることを暫定回復目標とする。
- ② 30kg未満の小型魚の漁獲量を2002-04年平均水準から半減。(我が国は4,007トン)
- ③ 30kg以上の大型魚の漁獲量を2002-04年平均水準から増加させない。(我が国は4,882トン)

(2) 東部太平洋:IATTC

- ① 親魚資源量を2024年までに、少なくとも60%の確率で歴史的中間値まで回復させることを暫定回復目標とする。
- ② 商業漁業については、2017年及び2018年の年間漁獲上限は3,300トン为原则とし、2年間の合計が6,600トンを超えないように管理。
- ③ 漁獲のうち、30kg未満の小型魚の漁獲の比率を50%以下とするよう努力。

・太平洋クロマグロの国別漁獲状況

年	日本		韓国		台湾		メキシコ		米国		その他		合計		総計
	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	
1994	6,165	9,021	50			559	51	14	822	232		3	7,088	9,829	16,917
1995	20,740	6,350	821			337	10	1	918	46		2	22,489	6,736	29,225
1996	9,480	4,527	102			956	3,482	218	4,470	279		4	17,534	5,984	23,518
1997	13,610	5,242	1,054			1,814	287	81	1,984	546		15	16,935	7,698	24,633
1998	7,049	4,142	188			1,910	1	0	1,923	542		23	9,161	6,617	15,778
1999	10,624	12,004	256			3,089	2,239	165	722	87		26	13,841	15,371	29,212
2000	15,445	9,132	2,401			2,782	2,902	216	1,024	72		29	21,772	12,231	34,003
2001	10,251	3,960	1,186			1,843	767	97	606	89		57	12,810	6,046	18,856
2002	9,309	4,877	932			1,527	1,366	344	555	162		61	12,162	6,971	19,133
2003	7,951	2,455	2,601			1,884	2,635	619	343	92		53	13,530	5,103	18,633
2004	6,785	7,314	773			1,717	6,375	2,519	40	20		78	13,973	11,648	25,621
2005	14,796	6,872	1,318			1,370	3,778	765	237	51		33	20,129	9,091	29,220
2006	9,828	4,350	1,012			1,150	8,791	1,136	89	9		26	19,720	6,671	26,391
2007	8,519	5,309	1,281			1,411	3,227	920	45	13		17	13,072	7,670	20,742
2008	11,885	5,304	1,743	123		981	3,706	701	75	19		17	17,409	7,144	24,553
2009	9,704	4,324	901	34		888	2,709	310	525	66		19	13,839	5,642	19,481
2010	5,941	2,459	1,128	68		409	5,731	2,015	95	28		10	12,895	4,990	17,885
2011	9,105	3,899	670	1		316	1,866	865	414	205		29	12,055	5,315	17,370
2012	4,101	1,999	1,406	16		213	5,280	1,388	516	144		14	11,303	3,774	15,077
2013	3,299	3,120	581	24		335	3,154		820			24			11,357
2014	6,089	3,488	1,199	112		483	4,862		844			12			17,089
2015	2,490	3,870	676	1		618	3,082		480			16			11,234
2016	3,944	4,368	559	469		480	2,706		653						13,179
02-04年の平均	8,015	4,882	1,435			1,709	3,459	1,161	313	91		64	13,222	7,907	21,129
02-04年の85% (▲15%)	6,813		1,220				2,940		266				11,238		
02-04年の50% (▲50%)	4,007		718				1,729		156				6,611		

※韓国及び台湾の2002年～2012年のデータは、ISCへの提出データ。韓国及び台湾の2001年以前のデータ、並びに～2012年の日本、メキシコ、米国及びその他については、国際水産資源研究所による推定値。2013年～2016年の日本、韓国、及び台湾のデータは、WCPFCへの提出データ、米国、メキシコのデータはISC報告データ。
※データの取得元が異なること、また推定値等を含むため、合計や総計の値は、他の集計と異なる場合があります。

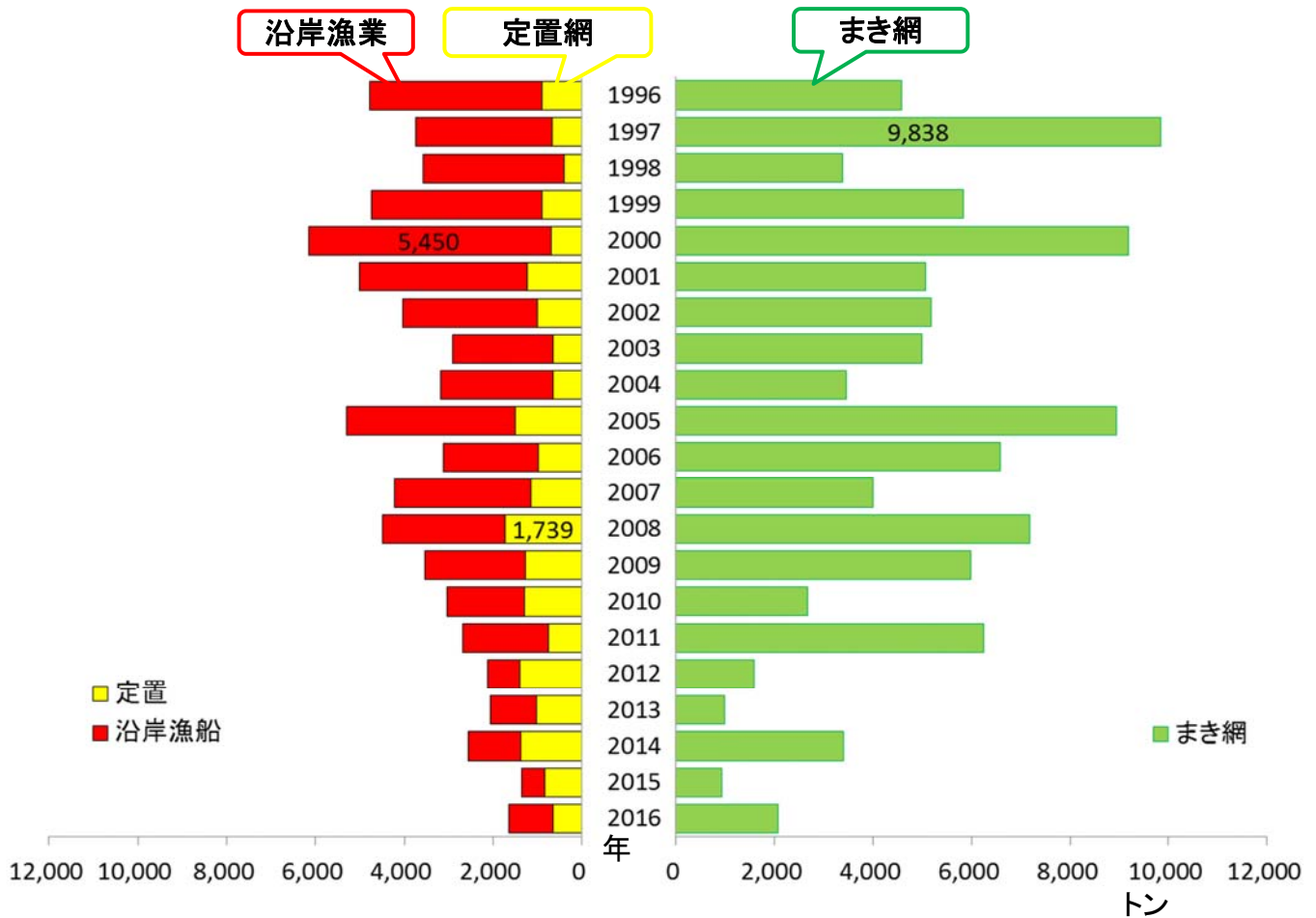
・我が国の大型魚・小型魚(30kg未満)別漁獲状況

年	大型魚を漁獲するまき網		小型魚を漁獲するまき網		まき網全体		はえ縄(遠洋・近海)				はえ縄(沿岸)		はえ縄全体		曳き縄		竿釣り		定置網		その他		漁業種類合計		総計
	太平洋		日本海		小型魚	大型魚	赤道以北		赤道以南		はえ縄(沿岸)		はえ縄全体		曳き縄		竿釣り		定置網		その他		小型魚	大型魚	
	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚			小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚			
	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	小型魚	大型魚	
1994	126	6,525	694	786	912	7,219		238	20		968		1,226	4,111		162		637	522	344	54	6,165	9,021	15,186	
1995	36	4,801	496	13,575	13,611	5,298		107	10		571		688	4,778		270		1,594	266	487	99	20,740	6,350	27,091	
1996	2,489	2,601	450	2,104	4,593	3,051		123	9		778		909	3,640		94		898	251	255	315	9,480	4,527	14,008	
1997	2,823	2,606	708	7,015	9,838	3,314		142	12		1,158		1,312	2,740		34		666	138	333	478	13,610	5,242	18,852	
1998	719	1,670	326	2,676	3,395	1,995		169	10		1,086		1,266	2,876		85		403	471	291	409	7,049	4,142	11,191	
1999	1,293	9,747	579	4,554	5,847	10,326		127	17		1,030		1,174	3,440		35		902	195	399	309	10,624	12,004	22,628	
2000	900	6,546	747	8,293	9,193	7,293		121	7		832		959	5,217		102		701	424	233	456	15,445	9,132	24,577	
2001	586	2,313	239	4,481	5,068	2,552		63	6		728		797	3,466		180		1,241	125	297	486	10,251	3,960	14,212	
2002	193	3,131	599	4,981	5,174	3,729		47	5		794		846	2,607		99		1,008	92	422	210	9,309	4,877	14,186	
2003	183	203	571	4,812	4,995	774		85	12		1,152		1,249	2,060		44		648	191	205	241	7,951	2,455	10,407	
2004	143	2,692	2,100	3,323	3,465	4,792		231	9		1,616		1,855	2,445		132		660	235	82	432	6,785	7,314	14,099	
2005	155	185	3,694	8,783	8,938	3,879		107	14		1,818		1,939	3,633		549		1,509	673	167	381	14,796	6,872	21,668	
2006	1,352	280	2,012	5,236	6,588	2,292		63	11		1,058		1,131	1,860		108		991	430	280	498	9,828	4,350	14,178	
2007	124	718	2,123	3,875	3,998	2,841		83	8	72	1,607		72	1,698	2,823	236		1,142	361	249	408	8,519	5,309	13,828	
2008	1	0	3,028	7,192	7,193	3,028		19	8	131	1,240		131	1,267	2,377	64		1,739	619	380	390	11,885	5,304	17,188	
2009	33	795	1,299	5,950	5,983	2,094		8	7	138	935		138	950	2,003	50		1,274	962	257	319	9,704	4,324	14,029	
2010	49	21	1,052	2,620	2,669	1,073		5	6	160	724		160	735	1,583	83		1,289	314	157	337	5,941	2,459	8,401	
2011	16	305	114	1,792	6,243	2,097		9	11	108	720		108	740	1,820	63		763	888	108	175	9,105	3,899	13,004	
2012	3	198	170	671	1,592	869		6	8	266	401		266	415	570	113		1,393	539	167	176	4,101	1,999	6,100	
2013	0	279	226	1,502	990	1,782		7	7	235	543		235	557	904	8		1,020	395	142	387	3,299	3,120	6,419	
2014	0	47	203	2,000	3,409	2,047	0	10	0	4	122	550	122	565	1,023	5	0	1,375	532	155	344	6,089	3,488	9,577	
2015	102	837	9	1,810	66	931	2,714	0	12	0	4	188	418	189	433	394	19	7	843	424	127	280	2,490	3,870	6,360
2016	32	1,255	209	1,772	2,069	3,027	1	12	0	4	181	461	182	476	756	23	45	654	573	238	269	3,944	4,368	8,312	
02-04年の平均	173	2,009	1,090	4,372	4,545	3,098		121	9		1,187		1,317	2,371		92		772	173	236	294	8,015	4,882	12,897	

※国際水産資源研究所による推定値

・漁法別の小型魚漁獲状況

(参考)



・資源管理法に基づく国の基本計画の概要(平成29年12月公表)

- 第4管理期間の漁獲可能量は、平成29年12月公表の基本計画で、大中型まき網漁業等は配分済み、各都道府県の配分はこれからとなっている。

【基本計画より抜粋】

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
くろまぐろ	第4管理期間	8,889トン
小型魚	第4管理期間	3,733.7トン
大型魚	第4管理期間	5,132トン

第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類(注)	数量
小型魚	大中型まき網漁業	1,500トン
	近海かつお・まぐろ漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業	38.9トン
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	43.8トン
大型魚	大中型まき網漁業	3,063.2トン
	近海かつお・まぐろ漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	167トン

※1: 小型魚の漁獲可能量は、平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量の50パーセント(8,015トン→4,007トン)から、大型魚に振替(250トン)をした漁獲量(3,757トン)とする。なお、小型魚の漁獲可能量のうち250トンを留保とする。

※2: 大型魚の漁獲可能量は、平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量に、小型魚から振替(250トン)をした漁獲量(5,132トン)とする。なお、不確実な漁獲量の拡大に備え、国全体としての管理目標を確実に達成するとともに、より早期の資源回復のため、大型魚の割当ての際に漁獲可能量の1割程度を留保する。

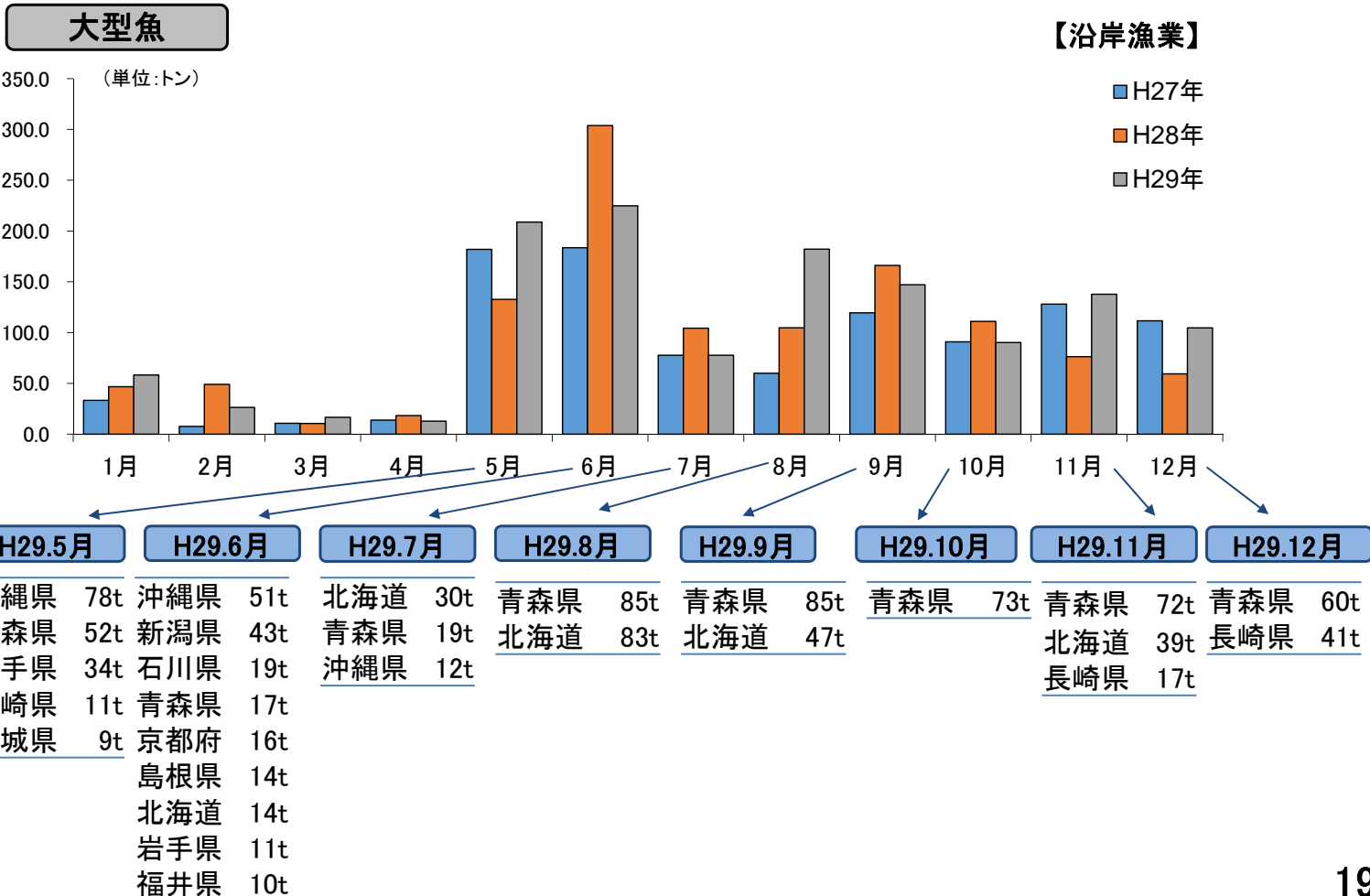
・大型魚の都道府県別漁獲状況について

【県別・年別(平成30年2月現在)】

(単位:トン)

	H27年	H28年	H29年	左記平均		H27年	H28年	H29年	左記平均
北海道	127.4	316.1	220.5	221.3	兵庫県	0.0	2.4	2.4	1.6
青森県	440.6	424.0	469.6	444.7	和歌山県	10.7	6.3	4.5	7.2
岩手県	39.9	6.9	54.5	33.8	鳥取県	0.0	0.7	0.1	0.3
宮城県	10.1	13.2	18.3	13.9	島根県	12.4	16.6	24.6	17.9
秋田県	15.4	30.8	18.6	21.6	岡山県	0.0	0.0	0.0	0.0
山形県	5.0	3.8	1.3	3.4	広島県	0.0	0.0	0.0	0.0
福島県	0.0	0.0	0.0	0.0	山口県	2.5	7.5	6.0	5.3
茨城県	0.1	0.1	0.3	0.2	徳島県	3.4	2.7	1.4	2.5
千葉県	10.8	16.6	20.6	16.0	香川県	0.0	0.0	0.0	0.0
東京都	5.5	1.7	5.2	4.1	愛媛県	0.0	0.0	0.0	0.0
神奈川県	0.6	1.3	0.9	0.9	高知県	5.1	3.3	10.8	6.4
新潟県	96.5	53.2	53.7	67.8	福岡県	0.7	2.3	1.6	1.5
富山県	4.4	2.2	9.0	5.2	佐賀県	0.0	0.0	0.0	0.0
石川県	39.9	15.1	22.4	25.8	長崎県	60.6	118.0	150.6	109.7
福井県	13.6	3.3	13.8	10.3	熊本県	0.4	0.5	0.7	0.5
静岡県	3.0	5.7	5.7	4.8	大分県	1.5	0.9	0.4	0.9
愛知県	0.0	0.0	0.0	0.0	宮崎県	6.7	1.2	9.0	5.7
三重県	30.5	10.5	6.6	15.9	鹿児島県	2.5	1.4	1.5	1.8
京都府	8.6	16.6	21.8	15.7	沖縄県	59.9	98.0	149.3	102.4
大阪府	0.0	0.0	0.0	0.0	合計県	1018.5	1182.7	1305.9	1169.0

・大型魚の沿岸漁業の都道府県別の月別の漁獲状況について



太平洋クロマグロ小型魚の漁獲に係る全ての沿岸漁業者に対する操業自粛要請の発出について

水産庁は、平成30年1月現在、第3管理期間（*）における我が国の総漁獲量が3,201トンと漁獲枠の3,424トンを超すおそれが著しく大きいため、本日、全ての沿岸漁業者に対して、太平洋クロマグロの30キログラム未満の小型魚の漁獲に係る操業自粛要請を発出しました。

（*）第3管理期間については、沿岸漁業は平成29年7月から平成30年6月まで、沖合漁業は平成29年1月から12月までです。

1. 背景

我が国は太平洋クロマグロの資源回復を図るため、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）での国際約束に基づき、平成22年より管理強化に取り組んできたところです。平成27年1月からは30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）について2002年から2004年までの年平均漁獲実績から半減、30キログラム以上の大型魚について2002年から2004年の年平均漁獲実績を超えないように管理する措置を実施しています。

このような中、沖合漁業は、昨年12月でこれまでの自主管理期間が終わり、本年1月から資源管理法（*）に基づく数量管理を実施しています。また、沿岸漁業は、本年6月までが自主管理期間で、資源管理法に基づく管理は本年7月から開始します。（下図参照）



なお、この資源管理を適切に実施していくため、水産庁では、各都道府県及び関係団体から報告された漁獲状況についてとりまとめ、以下のホームページに最新情報を掲載し、公表しています。

くろまぐろの部屋 太平洋クロマグロの漁獲状況について

http://www.jfa.maff.go.jp/j/tuna/maguro_gyogyo/gyokakujoukyou.html

（*）資源管理法：海洋生物資源の保存及び管理に関する法律

2. 概要

1. 漁獲の状況

自主管理期間中の第3管理期間における沿岸漁業については、一部都道府県での大幅な漁獲超過等に対応し、漁獲枠を超過した当該都道府県にはその時点で操業自粛を指示しています。また、漁獲枠を残す都道府県は、枠の遵守と目玉的措置による漁獲抑制等を要請してごまかしたか、年末年始の漁により漁獲が積み上がり、沖合漁業を含めた我が国の総漁獲量は3,201トンと、漁獲枠3,424トン（*）の93%を消化しています。

（参考）

沖合漁業は漁獲枠1,606トンに対して、漁獲量は1,348トンで自主管理期間が終了しました。

沿岸漁業は今年6月まで管理期間が残っていますが、現時点で漁獲枠1,739トンに対し、漁獲量は1,853トンと超過する状況です。

漁獲枠を超過していない都道府県が、その残枠（約634トン）をこのまま消化した場合、昨年に引き続き全体の漁獲枠を大幅に超過し、WCPFCでの国際約束を果たすことができない状況です。

(*) 全国の漁獲枠は、「くろまぐろ型TACに関する基本計画（試行、平成29年8月30日一部改正）」で設定。

2. 対応方向

資源量が過去最低水準付近にあるクロマグロの資源回復を図ることは我が国の責務であり、以下の対応を行うこととします。

(1) 沿岸漁業の操業自粛

国際約束の遵守のために、前述のとおり、小型クロマグロ操業の自粛を要請します。

(2) クロマグロ対策の活用（支援策）

今回の操業自粛要請により漁業者の収入が減少した場合、漁業収入安定対策事業によって、減収分の補てんが受けられることから、引き続き、加入促進を行います。

(3) 理解の醸成

流通業者や消費者に対し幅広く情報発信し、クロマグロ管理への理解を図るため、全国説明会を開催するとともに、水産庁ホームページ等で情報を発信します。

(4) 来期に向けた改善策の検討

本年7月以降は、沿岸漁業で罰則を伴う資源管理法に基づく数量管理が開始されるため、より厳格な管理を実施するための方策について更に検討します。

3. 資源管理の内容

太平洋クロマグロについては、以下の内容で資源管理を行っています。

1. 管理目標（当面の目標）

親魚資源量を10年以内（2024年まで）に少なくとも60パーセントの確率で歴史的中間値まで回復

2. 我が国の第3管理期間の漁獲枠

(1) 小型魚の年間漁獲枠

3,423.5トン（2002年から2004年までの我が国の年平均漁獲実績の50パーセント（4,007トン）から、第2管理期間の超過量（333.5トン）を差引くとともに、大型魚に振替（250トン）をした漁獲量）

内訳は以下のとおり。

(ア) 沿岸漁業（曳き縄、定置網等） 1,739.2トン、水産庁の留保枠78.3トン

(イ) 大中型まき網漁業 1,500トン

(ウ) 近海竿釣り漁業等 62トン

(エ) かじき等流し網漁業等 44トン

(2) 大型魚の年間漁獲枠

5,132トン（2002年から2004年までの我が国の年平均漁獲実績（4,882トン）に、小型魚から振替（250トン）をした漁獲量）

3. 管理手法

(1) 大中型まき網漁業、近海竿釣り漁業等とかじき等流し網漁業は漁業種類ごとに管理。

(2) 沿岸漁業は都道府県別に漁獲枠を配分。ただし漁獲枠が極めて小さい等の場合は漁船漁業等の広域管理により管理し、定置漁業は共同管理により管理。

4. その他

<添付資料>

太平洋クロマグロに係る第3管理期間の資源管理の実施について(PDF：384KB)

くろまぐろ型TACに関する基本計画（試行、平成29年8月31日一部改正）(PDF：324KB)

第3管理期間の漁獲状況について（速報値）【H30年1月時点】(PDF：175KB)

くろまぐろ小型魚の漁獲に係る操業自粛の要請について(PDF：134KB)

クロマグロ資源管理促進対策(PDF：504KB)

29 水管第 2687 号
平成 30 年 1 月 23 日

各都道府県水産主務部長 殿

水産庁資源管理部長

くろまぐろ小型魚の漁獲に係る操業自粛の要請について

日頃から、くろまぐろの管理に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。さて、第3管理期間(*1)の30キログラム未満のくろまぐろ小型魚の漁獲量は3,201トン(平成30年1月19日現在)となっており、漁獲枠3,424トン(*2)の93%に達しています。この状況は、一部都道府県における大幅な漁獲超過によるものであり、漁獲枠を残した都道府県が多く残る中ではありますが、これらの都道府県がこのまま漁獲を継続した場合、本管理期間のWCPFCの国際約束を遵守できないこととなります。

このため、漁獲枠を残している都道府県の漁業者には大変申し訳ございませんが、本年6月まで第3管理期間中の全ての沿岸漁業者に対し、くろまぐろ小型魚の漁獲に係る操業自粛を下記のとおり要請します。

つきましては、貴管下の関係漁業者及び関係漁業団体等に対し、本要請の速やかな周知徹底と指導を行っていただくとともに、流通加工業者、消費者、遊漁船業者等関係者への理解と協力を求めていますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、今回の操業自粛要請により漁業者の収入が減少した場合、漁業収入安定対策事業によって減収の補填が受けられることも周知徹底してください。

なお、同事業に現在加入していない漁業者についても加入は可能(*3)ですので、この機会に少しでも多くの漁業者の加入が図られ、補償対象となるよう特段の御指導をお願いします。

*1：第3管理期間は、沖合漁業は平成29年1月から12月まで、沿岸漁業は平成29年7月から平成30年6月まで。

*2：全国の漁獲枠は、「くろまぐろ型TACに関する基本計画（試行、平成29年8月30日一部改正）」で設定。

*3：加入に当たっては、資源管理計画の作成と漁業共済への実質加入が必要。

記

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 1. 漁獲状況 | 3,200.7トン（全国の漁獲枠3,423.5トン） |
| 2. 通知日 | 平成30年1月23日 |
| 3. 要請内容 | 30キログラム未満のくろまぐろ小型魚の漁獲に係る操業を自粛すること |

(参考)

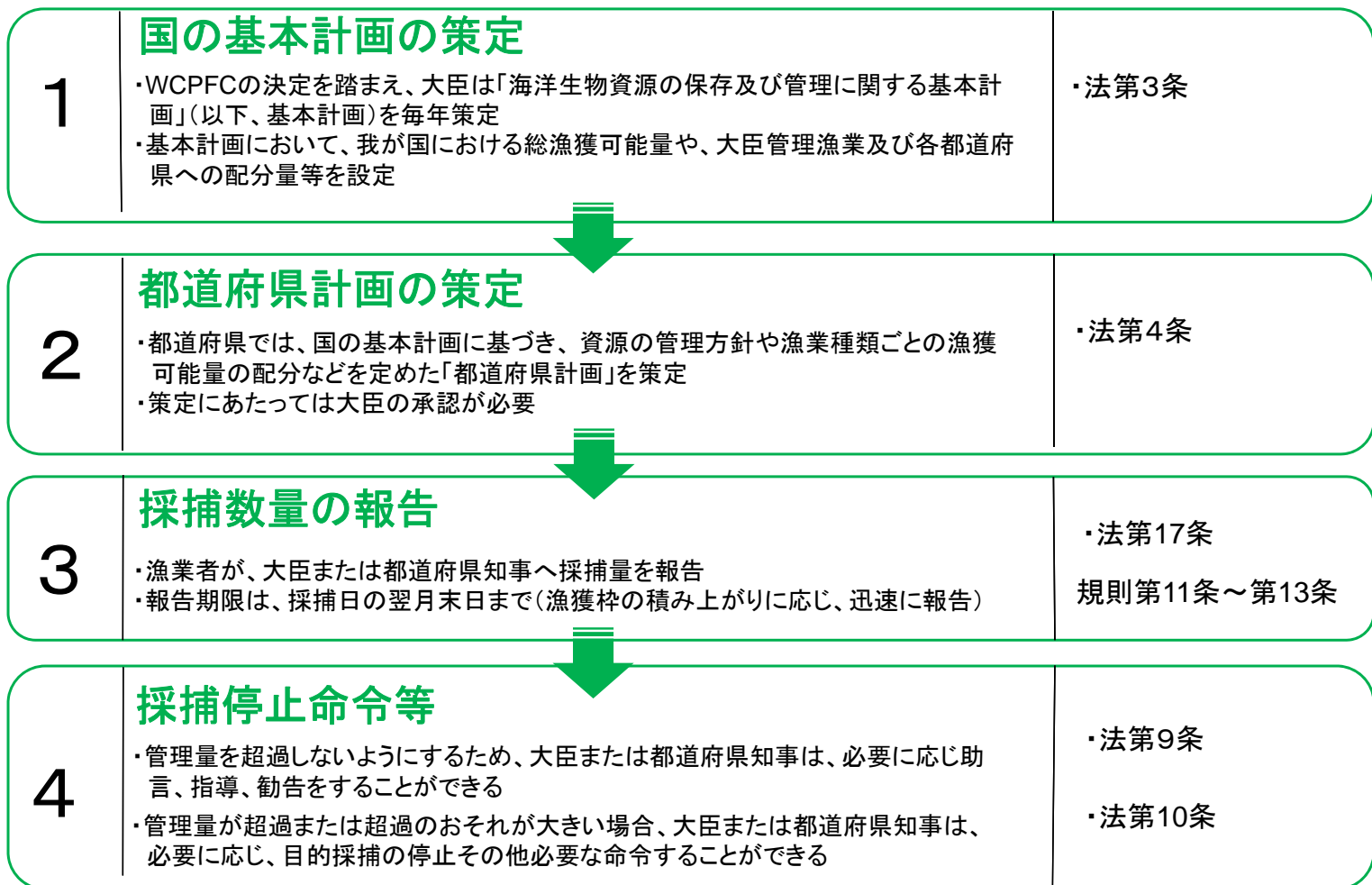
【第3管理期間の小型魚漁獲状況（平成30年1月現在）速報値】

- | | |
|--------------------|---------------------------|
| 1. 沖合漁業 | 1,348.1トン(枠：1,606.0トン) |
| 2. 沿岸漁業 | 1,852.6トン(枠：1,739.2トン) |
| ①定置漁業共同管理ブロック | 917.7トン(枠：580.5トン) |
| ②漁船漁業広域管理ブロック | 5.5トン(枠：7.9トン) |
| ③都道府県別管理(上記ブロック以外) | 929.4トン(枠：1150.8トン) ※1 |
| 3. 1+2の合計(総漁獲枠) | 3,200.7トン(枠：3,423.5トン) ※2 |

※1 都道府県別管理の漁獲枠は、都道府県枠の合計

※2 総漁獲枠には留保78.3トンを含む

・くろまぐろTAC制度の仕組み（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律）



・資源管理法に基づく、くろまぐろの数量管理導入について

1. 国際合意に基づく自主的管理	WCPFCにおける国際決議に基づき、自主的な数量管理を導入 (第1管理期間の開始) 【平成27年1月以降】
2. 法律に基づく管理への移行	第2管理期間における漁獲量超過を踏まえ、資源管理法施行令(政令)を一部改正し、「くろまぐろ」を追加【平成29年4月21日】
3. 沖合漁業の管理	国の基本計画に基づき、沖合漁業については漁業種類ごとの数量割当 【平成29年12月28日】
4. 沿岸漁業の管理	①国の基本計画により、都道府県ごとに数量割当 ②基本計画に基づく都道府県計画により、具体的な措置を規定 【平成30年6月末まで】
5. くろまぐろ型TACの開始時期	沖合漁業(大臣管理漁業):平成30年1月から 沿岸漁業(知事管理漁業):平成30年7月から
6. 指定の効果	①採捕数量の報告義務 ↓ 【違反(虚偽や未報告)の場合】30万円以下の罰金 ②漁獲枠を超過するおそれが著しく大きい場合、採捕停止命令 【違反の場合】3年以下の懲役又は200万円以下の罰金

* 資源管理法: 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律

・大中小型まき網漁業によるクロマグロ漁獲の特徴

操業海区	管 理		
		年間漁獲上限	第2管理期間漁獲実績
東シナ海 日本海 太平洋	小型魚	第2管理期間 2,000トン → 第3管理期間 1,500トン	1,937トン
	大型魚	3,098トン → 3,348トン	3,027トン

・漁獲実績の迅速な把握と、実績の積み上がりに応じた漁獲管理
 ・日本海では大型魚1,800トンを上限とし8月の操業を自粛

操業海区	種別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
東シナ海	遠まき	小型魚					養殖用種苗						小型魚
日本海	山まき							大型魚					
太平洋	北まき							大型魚					

遠まき：日本遠洋旋網漁業協同組合所属船、山まき：山陰旋網漁業協同組合所属船、北まき：北部太平洋まき網漁業協同組合連合会所属船

・大中小型まき網漁業の取組み状況

大中小型まき網漁業

【小型魚(30kg未満)】

・大中小型まき網全体で年間の総漁獲量が次の数量を超えないよう管理。

2011～2013年：5,000トン(05-09年比約22%削減)

2014年：4,250トン(05-09年比約34%削減)

2015～2016年：2,000トン(05-09年比約69%削減)

2017年：1,500トン(05-09年比約77%削減)

【大型魚(30kg以上)】

・大中小型まき網全体で、年間の総漁獲量が次の数量を超えないよう管理。

2015～2016年：3,098トン、2017年：3,348トン

・日本海大中小型まき網業界の自主規制として、日本海の総漁獲量が1,800トンを超えないよう管理。(8月の操業は自粛)

※ 日本海における漁獲実績：

1,796トン(2011年)、702トン(2012年)、1,560トン(2013年)、1,918トン(2014年)、1,788トン(2015年)、1,693トン(2016年)、1,691トン(2017年)

・広調委の承認制について(沿岸くろまぐろ漁業)

これまで 自由漁業(曳き縄漁業等)に**届出制**を導入
漁獲実績報告の義務化
 (平成23年4月から順次実施)

沿岸くろまぐろ漁業の実態把握
 (漁獲量、漁法、水揚げ場所、操業海域、トン数階層等)

日本海・九州西広域漁業調整委員会

太平洋広域漁業調整委員会

広域漁業調整委員会の海域区分

瀬戸内海広域漁業調整委員会

平成26年4月1日以降

- 届出制から**承認制**へ移行
- 広域漁業調整委員会の指示に基づき**隻数制限**を導入
- 平成27年1月 更新1回目
- 平成29年1月 更新2回目
- 平成30年7月 更新3回目

沿岸くろまぐろ漁業の管理体制の強化

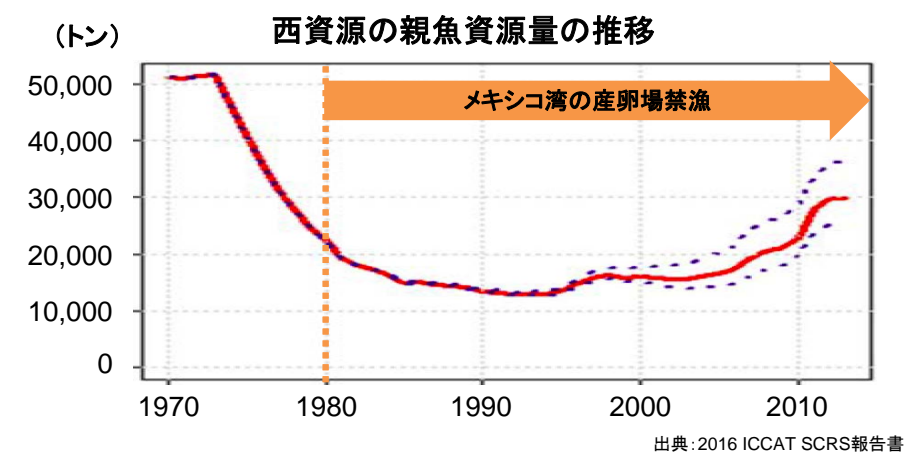
県名	届出	H27.1	H29.1	県名	届出	H27.1	H29.1	県名	届出	H27.1	H29.1	
北海道	131	969	863	石川県	741	1,027	993	山口県	699	1,816	1,651	
青森県	443	2,068	1,939	福井県	386	304	282	徳島県	250	492	476	
岩手県	0	119	99	静岡県	528	1,025	1,014	香川県	0	0	0	
宮城県	7	33	31	愛知県	1	1	1	愛媛県	62	90	90	
秋田県	83	175	174	三重県	1,057	1,077	991	高知県	1,171	2,949	2,715	
山形県	91	150	150	京都府	269	264	264	福岡県	597	668	556	
福島県	124	719	714	大阪府	0	11	11	佐賀県	37	46	45	
茨城県	324	367	347	兵庫県	232	253	251	長崎県	1,917	2,503	2,503	
千葉県	464	580	545	和歌山県	1,151	1,897	1,739	熊本県	54	134	114	
東京都	533	526	514	鳥取県	592	651	581	大分県	58	146	139	
神奈川県	126	323	297	島根県	101	1,054	1,002	宮崎県	530	669	568	
新潟県	68	186	164	岡山県	0	0	0	鹿児島県	260	519	467	
富山県	54	270	262	広島県	0	1	1	沖縄県	3	4	4	
									合計	13,144	24,086	22,557

注: 黄色マーカーは承認数が1,000以上の都道府県
 ※H29.1は、現在、最終取りまとめ中
 ※対象漁業、提出書類及び漁獲実績報告書は基本的に届出制と同様【法的根拠: 漁業法(広域漁業調整委員会指示)】

・大西洋くろまぐろにおける産卵魚漁獲について

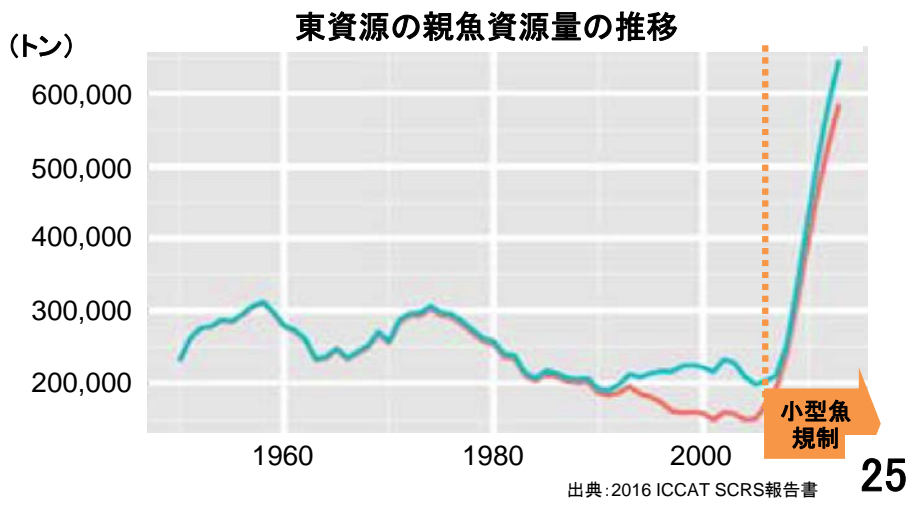
1. 西資源

1982年に産卵場のメキシコ湾を禁漁にしたが資源はあまり回復せず



2. 東資源

漁獲の6割が地中海における産卵魚だが、2006年から小型魚規制、2009年からTAC大幅削減を行ったことにより資源は急速に回復



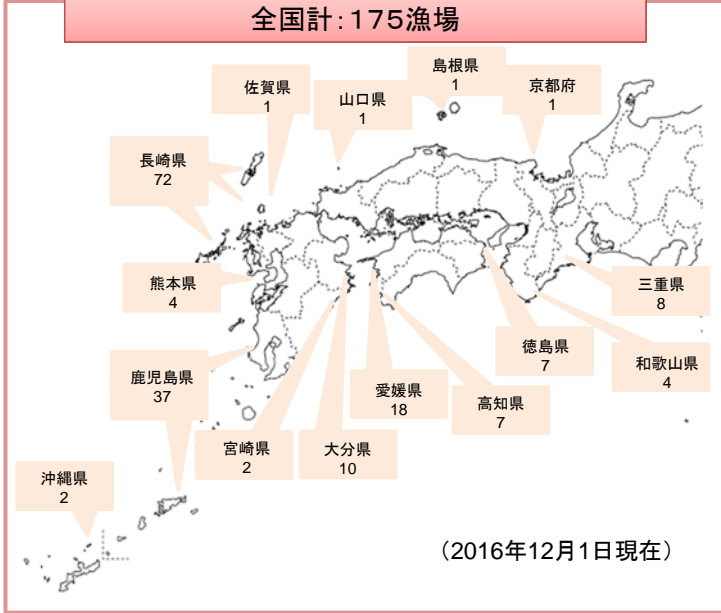
・養殖業の管理

クロマグロ養殖の実績報告の義務化

- クロマグロ養殖業者に対して、国が養殖実績（養殖施設の設置状況、種苗の入手先、活込み状況、移送状況及び出荷状況）の報告を義務付け

暦年毎にとりまとめ、2011年分から公表（毎年3月）

全国のクロマグロ養殖場 全国計：175漁場



経営体の数 全国計：95経営体



県別経営体の数(のべ数) 全国計：105経営体



注1: 個人にあっては住所、法人にあっては本社の住所により計上
注2: その他は、徳島県、高知県、熊本県、東京都、島根県、山口県、佐賀県、沖縄県

注1: 府県内にクロマグロ養殖場を有する経営体数を計上
注2: 1養殖業者が複数の府県で養殖を行っている場合はそれぞれの府県で重複して計上
注3: その他は、三重県、徳島県、熊本県、宮崎県、沖縄県、京都府、島根県、山口県、佐賀県

クロマグロ養殖の管理強化 に関する大臣指示

2012年10月26日以降、

2012年10月26日発出

- ① 各県の1年当たりの天然種苗の活込尾数が2011年から増加するような**養殖漁場の新たな設定を行わない**こと。
- ② 生け簀の規模拡大により各県の1年当たりの天然種苗の活込尾数が2011年より増加することのないよう、**漁業権に生け簀の台数等に係る制限・条件を付ける**こと。

* 人工種苗向けの漁場は、上記指示の適用外

・クロマグロ養殖の現状

○種苗活込み数

全国計：1,027千尾（2016年）

うち天然種苗

全国計：536千尾

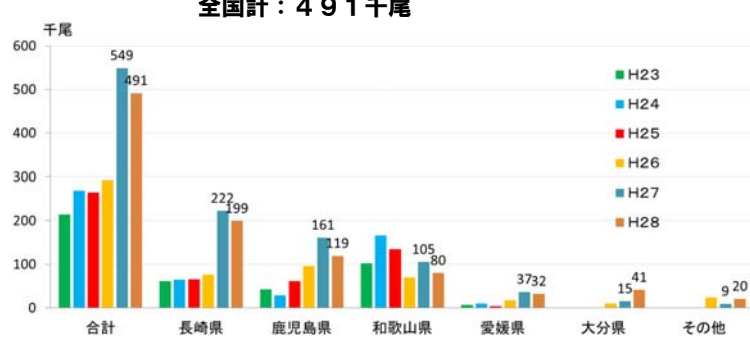


注1: その他とは、佐賀県、熊本県、山口県、沖縄県、大分県、京都府、宮崎県
注2: 「H28」合計値の採捕方法別内訳は、曳き縄283千尾、まき網253千尾

※活込んだ種苗は、数年の養殖期間を経た後に出荷。

うち人工種苗

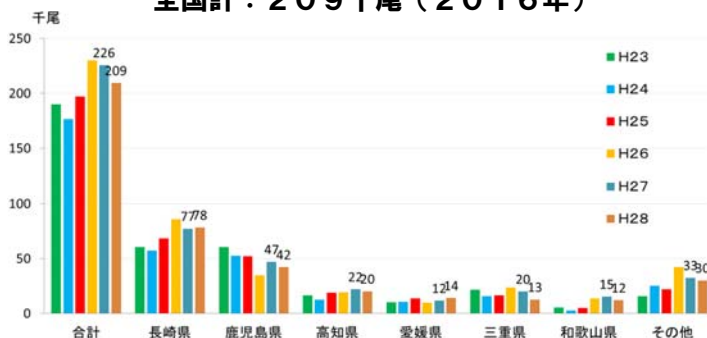
全国計：491千尾



注1: その他とは、沖縄県、宮崎県、高知県
注2: 人工種苗については陸上施設で種苗生産され、海面の養殖場に初めて活け込まれた数であり、養殖用種苗として取引される前に海面の養殖場で死亡するものを含む

○出荷尾数

全国計：209千尾（2016年）



注: その他とは、大分県、熊本県、沖縄県、山口県、京都府

○出荷重量

全国計：13,413t（2016年）



注: その他とは、京都府、山口県、愛媛県、熊本県、沖縄県

・各県における定置網の取組み事例①

青森県

○太平洋

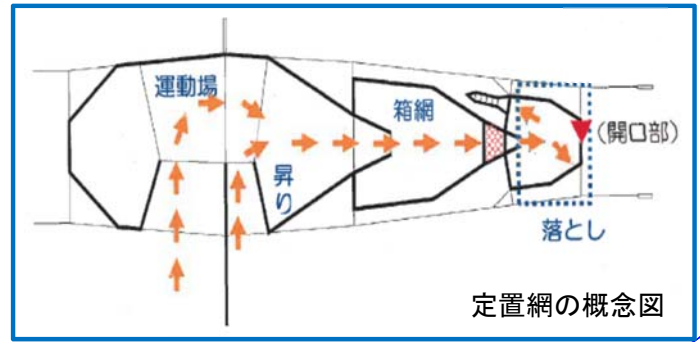
- ・ 生きている個体の放流に取り組み、突発的な漁獲があった場合は網起こしの回数を制限する。
- ・ 上記取組を行ってもなお漁獲が積み上がる時は、追加の休漁日を設けるなどの取組を検討する。
- ・ 太平洋側については、**更に4地区に分け、地区別の漁獲上限を設定**している。
- ・ 平成28年7月～平成29年1月の漁獲状況について、1つの地区が漁獲上限目安を超過したため、同地区漁協には漁獲報告を毎日提出させることとし、漁獲抑制に向けた取組を検討するよう県が指示した。

○日本海

- ・ 漁協に配分された漁獲上限を**さらに個人に振り分けて管理**している。今漁期については、急激に漁獲が積み上がった際に**網口を解放**させるとともに、**7月早々に漁を切上げた**他、秋口の漁獲抑制のために**操業開始を1か月遅らせ**、盛漁期である5、6月に向け枠を残したところである。
- ・ 6、7月に毎日漁獲報告を提出させている。

秋田県

- ・ 30kg未満の個体の放流に取り組み。放流した際は、**写真を残すよう主な経営体へ指導**している。
- ・ 突発的な大量漁獲の可能性がある経営体（1経営体）については、**魚捕部を素早く全開放してクロマグロを逃がすよう漁具の改良を行った**（落としに開口部を設け、通常は結び目を作って閉じているが、大量漁獲時は速やかに解くことが可能である。ただし、現時点において突発的な大量漁獲はなく、全開放した例はない）。



・各県における定置網の取組み事例②

富山県

- ・ **3地区に分け、地区別の漁獲上限を設定**している。

氷見漁協地区(54.1トン)	新湊漁協地区(23.1トン)	その他漁協地区(6.5トン)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月中旬～下旬に、18経営体が網起こしの休止を実施した。 ・ 漁獲上限目安を超えた時点で、今後一定以上の漁獲が継続した場合、協議の上、全経営体が参加して網起こしを休止することを取り決めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12月下旬から1月中旬にかけて、輪番で網起こしの休止(各1回)を行った。 ・ 漁獲上限目安を超えた時点で、今後輪番で網起こしを休止する基準(数量及び継続日数)を定めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月9日に漁獲量の多くを占める漁協地区の全4経営体が一斉に網起こしの休止を実施した。 ・ 漁獲上限目安を超えた時点で、今後輪番で網起こしを休止する基準(数量及び継続日数)を定めた。

- ・ 30kg未満の生きている個体の放流に取り組み、休漁相当の措置に可能な範囲で取り組む。

石川県

- ・ 平成29年2月20日に漁獲上限目安の8割に到達し、**休漁の実施を決定**した。
 - ① 1経営体につき100kg以上の漁獲が生じた場合は翌日1か統の網起こしを自粛する。
 - ② 地区全体（6経営体）につき計200kg以上の漁獲が生じた場合は輪番方式で翌日1経営体の網起こしを自粛する。
 - ③ 地区全体（3経営体）につき計200kg以上の漁獲が生じた場合はその日最も多く漁獲した者が翌日1か統の網起こしを自粛する。
- ・ 30kg未満の小型魚の生きている個体の放流に取り組み。

・太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業【平成29年度予算額：30(-)百万円】

定置網漁業は、クロマグロを狙って設置していなくても漁獲が積み上がり、操業を中止せざるを得ないことから、混獲回避・漁獲抑制のための漁具改良等を支援

網起こしの途中で必要に応じてクロマグロを逃がすために

他地域での研究成果

- クロマグロは表層を
ブリは底層を泳ぐ

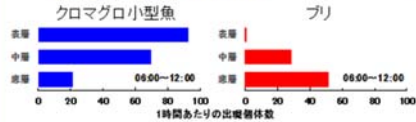


図 クロマグロ小型魚とブリの遊泳層の違い

- クロマグロは網から離れ
ブリは網に接近して泳ぐ

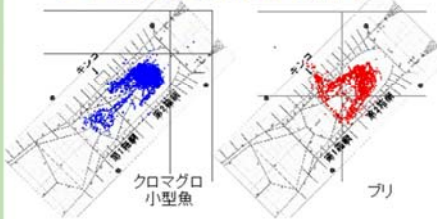


図 クロマグロ小型魚とブリの遊泳経路の違い

平成26年度農林水産省の革新的技術緊急展開事業
「定置網に入網したクロマグロ幼魚の放流技術の開発」成果報告書
(クロマグロ幼魚放流技術開発研究グループ2016)

応用

釜石における取り組み

- 網起こしの途中まで
 - ✓ 遊泳層は分かれている
 - ✓ クロマグロは表層を遊泳

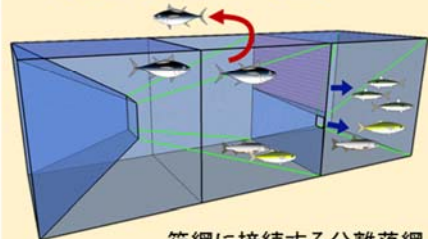


ROV映像の例

平成29年度
太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業
(クロマグロ漁獲抑制対策グループ*未発表)

網起こし中に逃がす方法

- 側網上部を沈めて追い出す
- より確実に 他魚種と
分離する仕組みも導入

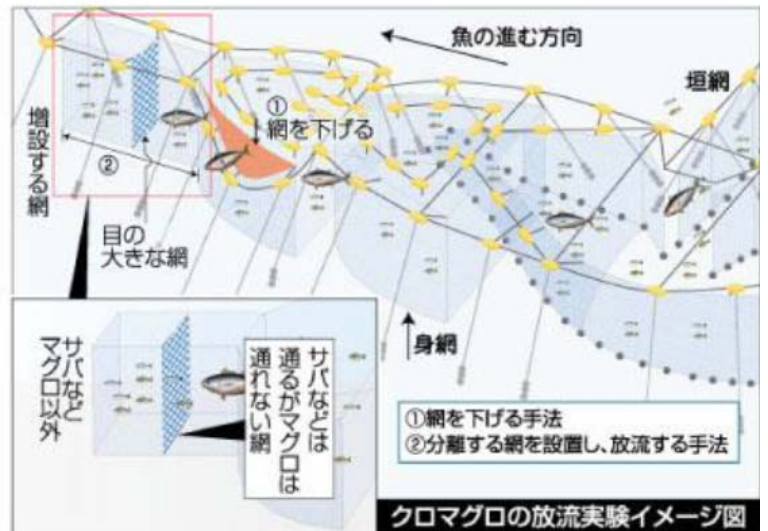
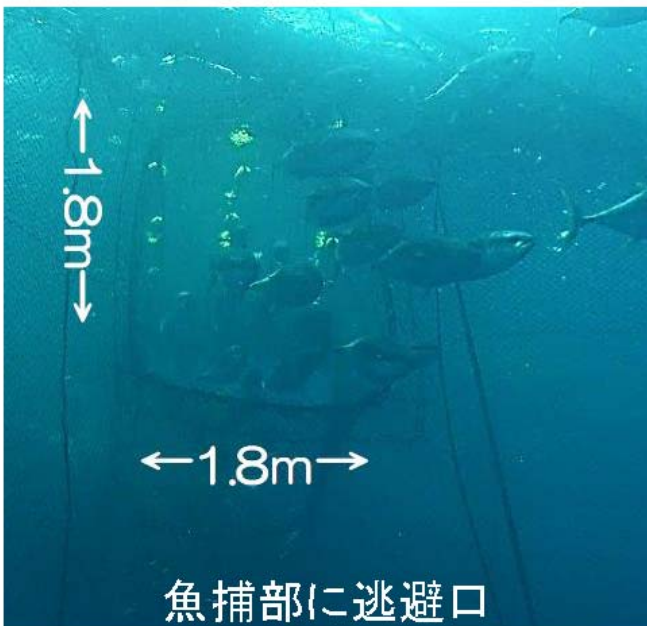


箱網に接続する分離落網
実証試験と改良を重ねています

* 岩手大学、有限会社泉澤水産、日東製網株式会社、岩手県水産技術センター、東京海洋大学、水産研究・教育機構水産工学研究所

漁具改良等により、網揚げせずに漁獲抑制が可能
国際約束の履行 + 地域経済の安定

・定置網に入網したクロマグロの放流技術（先行事例）



分離網

研究グループ
東京海洋大学、水研、株式会社ホリエイ

研究グループ
東京海洋大学、岩手大学、岩手県、泉澤水産

逃避口や仕切り網によりクロマグロ幼魚の漁獲を回避

・遊漁への取り組み①

○ 遊漁におけるクロマグロの資源管理について

＜基本的な考え方＞

遊漁におけるクロマグロの資源管理は、漁業者の操業自粛に歩調を合わせていくこととする。

- ・漁業者への操業自粛要請と同様のタイミングで遊漁者にも釣りを控えていただくよう「理解と協力」を求めていく。
- ・遊漁船業者については都道府県を通じて、プレジャーボートについては対象者が不明確なので都道府県や釣り団体の各HPやTV等の媒体を通じて呼びかけ。

○ 遊漁におけるクロマグロ採捕量調査について

◇遊漁船調査

・平成26年調査結果：各都道府県から提出された採捕量を、それぞれ提出率で逆算した推計値により集計（調査期間 平成26年1月1日～平成26年12月31日）

○全重量：15.6トン（推計値） ○30kg未満重量：6.4トン（推計値）

・平成29年調査：昨年12月に各都道府県に調査を依頼、来年5月に結果をとりまとめ、公表予定（今後、継続的な調査を予定）

◇プレジャーボート調査

- ・母集団や対象者を特定することが難しく、統計的な調査を行うことは困難。
- ・現在のクロマグロの資源状況においては、プレジャーボートによるクロマグロの採捕量は、クロマグロ全体の採捕量に比べて、極めて少ないと考えられる。

・遊漁への取り組み②

○ リーフレットを作成し、漁業者がクロマグロ漁を自粛している間、遊漁者にも自粛の協力を依頼。

○ 各都道府県における操業自粛の状況をとりまとめ、水産庁HPで公表し、随時更新。

クロマグロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ 全国の漁業者が取り組んでいる資源管理に、ご協力をお願いします！

なぜ太平洋クロマグロの資源管理をするの？

太平洋クロマグロは、近年、資源が悪い状態が続いています。
「資源の回復のためには、小型魚の漁獲の大幅な削減が必要」と、関係各国の科学者が集まる会議で求められています。これを受け、日本の漁業者は、一本釣り漁業からまき網漁業まで全ての漁法で、「30kg未満の小型魚を2002～2004年平均漁獲実績の半分までしか獲らない」という、厳しい資源管理に取り組んでいます。【沿岸漁業の資源管理】

太平洋クロマグロに関する詳しい情報は水産庁ホームページ内「くろまぐろの部屋」をご覧ください。
http://www.jfa.maff.go.jp/j/tuna/maguro_gyogyou/bluefinkanri.html



沿岸漁業者が取り組む資源管理の概要

都道府県別管理を基本としつつ、漁獲枠が極めて小さくなるなどの場合は、漁船漁業等の広域管理により対応しています。定置網は共同管理を設けています。漁獲量が上限に近づいたら、国や都道府県の指導のもと、漁業者は操業自粛を行います。



遊漁者・遊漁船業者の皆様への協力をお願いします

漁業者が操業を自粛している間は、同じ漁場でのクロマグロを対象とした釣りについては、同様の自粛をお願いします。各都道府県における状況や具体的なお願いの内容は、水産庁や各都道府県のホームページ等で確認してください。

クロマグロを対象とする遊漁船業者の皆様には、遊漁船業の登録をしている各都道府県における具体的なお願いの内容について、当該都道府県から通知があります。もし、他の都道府県の海域で案内を行おうとする場合には、その海域における状況ホームページ等で確認してください。

【水産庁ホームページでの情報発信(例)】

都道府県名	操業自粛の方法	操業自粛開始日
▲▲県	A	H29.●●
▲▲県	B	H29.●●
▲▲県	B	H29.●●
▲▲県	C	H29.●●
▲▲県	D	H29.●●

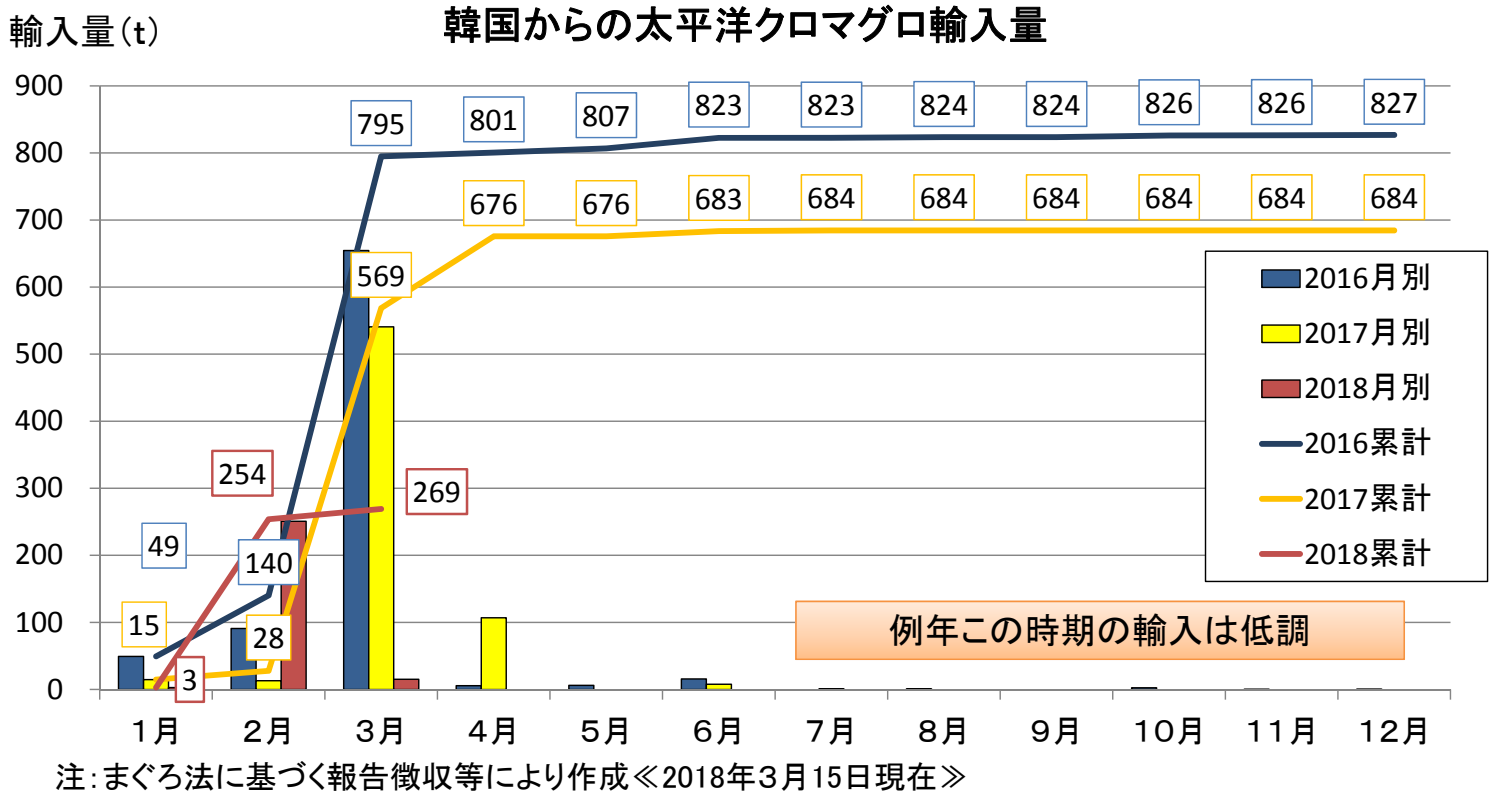
A：全漁業者が、30kg未満、以上を問わず操業自粛中。クロマグロを対象とした遊漁を控えてください。
B：全漁業者が、30kg未満を対象に操業自粛中。遊漁者は30kg以上のクロマグロを対象とした遊漁は可能ですが、30kg未満がかかった場合にはリリースしてください。
C：一部の漁業者が操業自粛中。A・B以外の形で遊漁者へのお願いを実施していますので、詳しくは都道府県へ確認してください。
A～D共通：クロマグロ以外を目的とした遊漁は可能ですが、万が一30kg未満がかかった場合にはリリースしてください。

漁業者がクロマグロ漁を自粛している間、
遊漁者の皆様にもクロマグロ採捕の自粛につき
ご理解とご協力をお願いします！

平成29年7月 水産庁
【お問い合わせ先】
水産庁漁業調整課沿岸・遊漁室
TEL: 03-3502-8111 (内線6702)

太平洋クロマグロの輸入情報管理

○ 「まぐろ法」に基づき、2010年より国内の流通業者（輸入業者、卸売業者）から韓国産等の太平洋クロマグロの輸入情報を収集する取組みを実施



太平洋クロマグロに関する委員会指示について

1. これまでの経緯

太平洋クロマグロの管理を進めるため、これまで太宗が自由漁業だった曳き縄漁業や釣り漁業等を「沿岸くろまぐろ漁業」とし、

- ① 平成 24 年に各広域漁業調整委員会指示により届出制を導入(届出隻数 1.3 万隻)、
- ② 平成 25 年以降は、同委員会指示による承認制に移行(承認隻数 2.3 万隻(H29.1 現在))、

して、原則2年ごとに更新(今回で3回目の更新)している。現行の承認期間は平成 30 年6月 30 日までのため、各広域漁業調整委員会で次期委員会指示を発出し、承認制の更新手続きを進める必要がある。

2. 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第31号の概要

本年7月からの沿岸漁業での TAC 管理が導入されることを契機に、「過去5年間の実績者」を承認対象とすることで、太平洋クロマグロの管理をなお一層推進することとする。

(1) 承認条件について

次に掲げる条件を満たすことを承認の条件とする。

① 過去5年間に1kg 以上の漁獲実績を有すること

- ・ 平成 25 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの間に1kg以上の漁獲実績を有すること。
- ・ ただし、所属漁業協同組合長が特に認める者(病気療養、長期研修等の合理的な理由がある者)で、当該都道府県の水産主務課長が、当該都道府県の漁獲枠の遵守に支障がない旨の意見書がある場合はこの限りではない。

② 操業自粛要請の非協力者でないこと

- ・ 平成 30 年1月 23 日の全ての沿岸漁業者への操業自粛要請に明らかに応じない漁業者ではない旨、当該都道府県の水産主務課長から意見書があること。

(2) 漁獲実績報告書について

引き続き、漁獲実績報告書の提出を義務付ける。ただし、クロマグロの TAC 報告をし、当該都道府県が当該報告数量を国に伝達する場合は漁獲実績報告書が提出されたものとみなすものとする。

(3) 承認期間について

平成 30 年7月1日から平成 32 年6月 30 日までとする。

※ なお、委員会指示の有効期間は、承認の手続きや漁獲実績報告書の提出の観点から、承認期間の前に約 2 ヶ月、後に 1 ヶ月の期間を加えて設定するものとする。

(参考) 沿岸くろまぐる漁業承認制に係る瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第二十八号と第三十一号(案) 比較表

委員会指示第三十一号(案)

現行(委員会指示第二十八号)

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十一号(案)

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第二十八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐる漁業について、次のとおり指示する。

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐる漁業について、次のとおり指示する。

平成三十年三月二十二日

平成二十八年十一月十五日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 名

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 長野 章

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「瀬戸内海」 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)以下「法」という。) 第一百十条第二項に規定する瀬戸内海
- (2) 「沿岸くろまぐる漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐるをとることを目的とする漁業

- (1) 「瀬戸内海」 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)以下「法」という。) 第一百十条第二項に規定する瀬戸内海
- (2) 「沿岸くろまぐる漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐるをとることを目的とする漁業

- イ 法第六条第三項に規定する定置漁業
- ロ 法第六条第五項に規定する共同漁業
- ハ 法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業
- ニ 法第五十二条第一項に規定する指定漁業
- ホ 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成六年農林水産省令第五十四号)第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業又は同条第三項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる漁業
- ヘ 法第六十六条第二項に規定する漁業

- イ 法第六条第三項に規定する定置漁業
- ロ 法第六条第五項に規定する共同漁業
- ハ 法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業
- ニ 法第五十二条第一項に規定する指定漁業
- ホ 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成六年農林水産省令第五十四号)第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業又は同条第三項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる漁業
- ヘ 法第六十六条第二項に規定する漁業

2 操業の禁止

平成三十年七月一日から平成三十二年六月三十日までの間に、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3及び4の規定による瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3 操業の承認

(1) この指示の有効期間の開始の日の前日（平成三十年四月三十日）において、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第二十八号の3の(1)及び4の(4)の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧承認者」という。）で、次に掲げるイ及びロの条件を満たす者は、平成三十年七月一日から平成三十二年六月三十日までの間に、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、平成三十年五月十八日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。

イ 平成二十五年一月一日から平成二十九年十二月三十一日までの間に、くろまぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること。ただし、前段に該当しない場合であつて、申請者の所属漁業協同組合の代表理事組合長等が特に認める者で、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長が、当該都道府県の漁獲枠の遵守に支障がない旨の意見書がある場合はこの限りではない。

ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長が、国が発出した「くろまぐろ小型魚の漁獲に係る操業自粛の要請について（平成三十年一月二十三日付け二十九水管第二六八七号水産庁資源管理部長通知）に明らかに応じない漁業者ではない旨の意見書があること。

2 操業の禁止

平成二十九年一月一日から平成三十年六月三十日までの間に、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3及び4の規定による瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3 操業の承認

(1) この指示の有効期間の開始の日の前日（平成二十八年十一月十四日）において、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第二十五号3の(1)の規定による委員会の承認を受けて（同指示3の(2)の規定により承認を受けたものとみなされる場合を含む。）沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧承認者」という。）は、平成二十九年一月一日から平成三十年六月三十日までの間に、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、平成二十八年十二月十五日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。

（新設）

（新設）

(2) 平成三十年五月十八日までに旧承認者から当該承認に係る地位を承継して、瀬戸内海において、沿岸くろまぐる漁業を営もうとする者で、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の漁獲枠の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、旧承認者に代わって、(1)の規定による承認を受けることができる。この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しない。

(3) (1)の規定による承認の申請は、別記様式第一号及び第一号の二による承認申請書に、漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)第十条第一項の規定による登録の謄本(以下「原簿謄本」という。)を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

(4) (1)の規定による承認の申請は、委員会事務局に提出するものとする。

4 承認証の交付と変更の承認

(1) 委員会は、3の(1)の承認をしたときは、その承認者(2)の規定による変更の承認を受けた者を含む。以下「現承認者」という。)に別記様式第二号による承認証を交付する。(4)の規定に基づいてする承認においてもまた同様とする。

(2) 現承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第三号及び第三号の二による変更承認申請書に、現に所持している承認証を添えて、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。

(3) (2)の規定による変更の申請が船名又は船舶総トン数の

(2) 平成二十八年十二月十五日までに旧承認者から当該承認に係る地位を承継して、瀬戸内海において、沿岸くろまぐる漁業を営もうとする者は、旧承認者に代わって、(1)の規定による承認を受けることができる。

(3) (1)の規定による承認の申請は、別記様式第一号及び第一号の二による承認申請書(以下「申請書」という。)に、漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)第十条第一項の規定による登録の謄本(以下「原簿謄本」という。)を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

(4) (1)の規定による承認の申請は、委員会事務局である瀬戸内海漁業調整事務所(以下「事務局」という。)に提出して行うものとする。

4 承認証の交付と変更の承認

(1) 委員会は、3の(1)の承認をしたときは、その承認者(2)の規定による変更の承認を受けた者を含む。以下「現承認者」という。)に別記様式第二号による承認証を交付する。(4)の規定に基づいてする承認においてもまた同様とする。

(2) 現承認者は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第三号及び第三号の二に、現に所持している承認証を添えて、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。

(3) (2)の規定による変更の申請が船名又は船舶総トン数の

変更に係るものであるときは、原簿謄本を添えなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。

(4) 委員会は、現承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の漁獲枠の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

(5) (4)の規定による承認の承継の申請をしようとするときは、別記様式第一号及び第一号の二による承認申請書に、現承認者が現に所持している承認証、別記様式第四号による廃業届及び原簿謄本を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。

(6) 現承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第四号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会に届け出なければならない。

(7) (2)及び(4)の申請並びに(6)の届出は、委員会事務局に提出するものとする。

5

漁獲実績報告書等

(1) 3の(1)又は4の(2)若しくは(4)の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業について、別記様式第五号及び第五号の二による漁獲実績報告書を提出しなければならない。

(2) 3の(1)又は4の(2)若しくは(4)の承認を受けた者で、くろまぐろの養殖用種苗を採捕した場合は、別記様式

変更に係るものであるときは、原簿謄本を添えなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。

(4) 委員会は、現承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

(5) (4)の規定による承認の承継の申請をしようとするときは、別記様式第一号及び第一号の二による承認申請書に、現承認者が現に所持している承認証、別記様式第四号による廃業届及び原簿謄本を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。

(6) 現承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第四号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会に届け出なければならない。

(7) (2)及び(4)の申請並びに(6)の届出は、事務局に提出して行うものとする。

5

漁獲実績報告書

(1) 3の(1)又は4の(2)若しくは(4)の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業について、別記様式第五号及び第五号の二による漁獲実績報告書を提出しなければならない。

(新設)

第五号の三及び様式第五号の四による採捕尾数報告書を提出しなければならない。

(3) (1)の規定にかかわらず、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第十七条第三項に定める採捕の数量が各都道府県の知事に報告され国にも伝達される場合には、(1)の規定に従って漁獲実績報告書が提出されたものとみなす。

6 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失し、又はき損したときは、別様式第六号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならない。

7 承認の取消し等

(1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。

(2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。

イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載(4の変更で該当する場合は除く。)されていることが明らかになった場合

ロ 法第六十八条第四項で準用する法第六十七条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合

8 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成三十年五月一日から平成三十二年七月三十一日までとする。

(2) (1)の規定にかかわらず、太平洋くろまぐろの漁獲モニタリングとして別に水産庁通知で定める漁獲量報告手法に従って報告がされた場合には、前号の規定に従って漁獲実績報告書が提出されたものとみなす。

6 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失し、又はき損したときは、別様式第六号を事務局へ提出し、その再交付を受けなければならない。

7 承認の取消し

(新設)

委員会は、承認を受けた者が、法第六十八条第四項で準用する法第六十七条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合は、承認を取り消し、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を事務局に返納しなければならない。

(新設)

(新設)

8 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十八年十一月十五日から平成三十年七月三十一日までとする。

9

その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

9

その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会が別に定めるところによる。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十一号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐる漁業について、次のとおり指示する。

平成三十年三月二十二日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 名

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）「瀬戸内海」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第一百十条第二項に規定する瀬戸内海

（2）「沿岸くろまぐる漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐるをとることを目的とする漁業

イ 法第六条第三項に規定する定置漁業

ロ 法第六条第五項に規定する共同漁業

ハ 法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ニ 法第五十二条第一項に規定する指定漁業

ホ 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業又は同条第三項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる漁業

ヘ 法第六十六条第二項に規定する漁業

2 操業の禁止

平成三十年七月一日から平成三十二年六月三十日までの間に、瀬戸内海において、沿岸くろまぐる漁業を営んではならない。ただし、3及び4の規定による瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3 操業の承認

（1）この指示の有効期間の開始の日の前日（平成三十年四月三十日）において、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第二十八号の3の（1）及び4の（4）の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐる漁業を現に営んでいる者（以下「旧承認者」という。）で、次に掲げるイ及びロの条件を満たす者は、平成三十年七月一日から平成三十二年六月三十日までの間に、瀬戸内海において、沿岸くろまぐる漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、平成三十年五月十八日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。

イ 平成二十五年一月一日から平成二十九年十二月三十一日までの間に、くろまぐるの漁獲実績を一キログラム以上有すること。ただし、前段に該当しない場合であつて、申請者の所属漁業協同組合の代表理事組合長等が特に認める者で、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長が、当該都道府県の漁獲枠の遵守に

支障がない旨の意見書がある場合はこの限りではない。

ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長が、国が発出した「くろまぐろ小型魚の漁獲に係る操業自粛の要請について（平成三十年一月二十三日付け二十九水管第二六八七号水産庁資源管理部長通知）に明らかに応じない漁業者ではない旨の意見書があること。

(2) 平成三十年五月十八日までに旧承認者から当該承認に係る地位を承継して、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者で、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の漁獲枠の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、旧承認者に代わって、(1)の規定による承認を受けることができる。この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しない。

(3) (1)の規定による承認の申請は、別記様式第一号及び第一号の二による承認申請書に、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条第一項の規定による登録の謄本（以下「原簿謄本」という。）を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

(4) (1)の規定による承認の申請は、委員会事務局に提出するものとする。

4 承認証の交付と変更の承認

(1) 委員会は、3の(1)の承認をしたときは、その承認者(2)の規定による変更の承認を受けた者を含む。以下「現承認者」という。)に別記様式第二号による承認証を交付する。(4)の規定に基づいてする承認においてもまた同様とする。

(2) 現承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、別記様式第三号及び第三号の二による変更承認申請書に、現に所持している承認証を添えて、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならない。

(3) (2)の規定による変更の申請が船名又は船舶総トン数の変更に係るものであるときは、原簿謄本を添えなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。

(4) 委員会は、現承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の漁獲枠の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

(5) (4)の規定による承認の承継の申請をしようとするときは、別記様式第一号及び第一号の二による承認申請書に、現承認者が現に所持している承認証、別記様式第四号による廃業届及び原簿謄本を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。

- (6) 現承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第四号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会に届け出なければならない。
- (7) (2) 及び (4) の申請並びに (6) の届出は、委員会事務局に提出するものとする。

5 漁獲実績報告書等

- (1) 3の(1)又は4の(2)若しくは(4)の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業について、別記様式第五号及び第五号の二による漁獲実績報告書を提出しなければならない。
- (2) 3の(1)又は4の(2)若しくは(4)の承認を受けた者で、くろまぐろの養殖用種苗を採捕した場合は、別記様式第五号の三及び様式第五号の四による採捕尾数報告書を提出しなければならない。
- (3) (1)の規定にかかわらず、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第十七条第三項に定める採捕の数量が各都道府県の知事に報告され国にも伝達される場合には、(1)の規定に従って漁獲実績報告書が提出されたものとみなす。

6 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失し、又はき損したときは、別記様式第六号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならない。

7 承認の取消し等

- (1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。
- (2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。
 - イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載(4の変更に該当する場合は除く。)されていることが明らかになった場合
 - ロ 法第六十八条第四項で準用する法第六十七条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合

8 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成三十年五月一日から平成三十二年七月三十一日までとする。

9 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

様式第一号

沿岸くろまぐろ漁業承認申請書

年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（漁協又は法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊞

様式第一号の二に記載の者〇〇名が、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり（関係書類を添えて）承認を申請します。

※漁船原簿謄本を提出する場合、下記を記載しないこと。

様式第一号の二に記載された申請者の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

年 月 日

確認者：職・氏名 ㊞

様式第二号

沿岸くろまぐろ漁業承認証	
承認番号	
住 所	
氏 名	
船 名	
漁 船 登録番号	
承認期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
年 月 日	
瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 ⑩	

備考：用紙は、日本工業規格A6とする。

様式第三号

沿岸くろまぐろ漁業変更承認申請書

年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（漁協又は法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊟

年 月 日付けで提出した、沿岸くろまぐろ漁業承認申請書の記載事項に様式第三号の二のとおり変更が生じたので、（関係書類を添えて）申請します。

※漁船原簿謄本を提出する場合、下記を記載しないこと。

様式第一号の二に記載された申請者の漁船登録に関する記載事項について、漁船原簿の記載内容と相違がないことを確認した。

年 月 日

確認者：職・氏名 ㊟

様式第三号の二

変更前 変更後	所属漁業 協同組合	所属漁業 協同組合 支所	承認番号	氏名 (法人にあって は、名称及び代 表者の氏名)	申請者住所	使用する船舶			漁業の方法	操業 海域	操業予定 時期	主な水揚げ市場 (又は漁協)	申請者 証明印	備考
						船名	漁船登録 番号	船舶総 トン数	曳き縄・はえ縄 釣り・その他					
変更前														
変更後														
変更前														
変更後														
変更前														
変更後														
変更前														
変更後														
変更前														
変更後														
変更前														
変更後														
変更前														
変更後														
変更前														
変更後														

〔備考〕

- 1 変更前の欄には必要事項を全て記入し、変更後の欄には変更した部分のみ記載すること(未変更の欄は空欄とすること)。
- 2 漁業の方法は、該当するものを記入すること。なお、その他を記入する場合、具体的な漁法を備考欄に記入すること。
- 3 操業海域は、「S」(瀬戸内海)と記入すること。
- 4 申請者証明印には変更後の申請者の印を押印すること。
- 5 1枚で記入できない場合には、適宜追加して記入すること。

様式第四号

廃業届

年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊞

下記の船舶は、沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号

様式第五号

沿岸くろまぐろ漁業漁獲実績報告書

年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（漁協又は法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊟

様式第五号の二に記載の者〇〇名の、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業における漁獲実績を次のとおり報告します。

様式第五号の三

沿岸くろまぐろ養殖用種苗採捕尾数報告書

年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（漁協又は法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊞

様式第五号の四に記載の者〇〇名の、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業における養殖用種苗の採捕実績を次のとおり報告します。

承認証再交付申請書

年 月 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 殿

住所：

氏名（法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名）： ㊟

下記の船舶に係る沿岸くろまぐろ漁業の承認証について、再交付を申請します。

記

- 1 船名
- 2 漁船登録番号
- 3 船舶総トン数
- 4 承認番号
- 5 再交付の原因

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第31号の7の(1)に基づく沿岸くろまぐる漁業の承認制の違反者への対応及び処分方針(案)

平成 30 年 3 月 22 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、委員会指示第31号(以下「委員会指示」という。)の7の(1)に基づき、指示第31号に違反した者への対応及び処分方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るための対応

- (1) 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報を接受した場合等においては、速やかに事務局として会長に一報するとともに、関係する都道府県水産部局を通じて調査等を実施。
*必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と現地調査等を実施。
- (2) 会長は、水産庁が実施した(1)の調査等の報告を受け、必要と認めた場合、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告。

2. 対応・処分基準

- (1) 上記1の対応を行った後に、上記の指導にもかかわらず指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合の違反内容ごとの委員会の対応・処分の基準は以下のとおりとする。

違反内容	委員会としての対応・処分
① 承認を受けずに沿岸くろまぐる漁業を営んだ場合	・漁業法第68条第4項で準用する同法第67条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請(裏付命令の申請)をする。(注)
② 漁獲実績に係る虚偽の報告をした場合	・同上
③ 漁獲実績に係る報告をしなかった場合(※1ヶ月以上の報告遅延を含む。)	
④ 漁業法第68条第4項で準用する同法第67条第11項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合	・委員会指示の7の規定に基づき、承認を取り消す。

注:裏付命令の申請に係る手続は会長(又は会長職務代理)一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

- (2) 裏付命令を受けた者及び当委員会の承認を取り消された者から、新たに承認申請(承継)があった場合、裏付け命令を申請した日及び承認を取り消された日から1年間は、承認を行わない。ただし、裏付命令を受け承認も取り消された場合はいずれか早い方を起算開始日とする。
- (3) 上記にかかわらず、委員会は、会長(又は会長職務代理)が、違反が悪質と認める場合で、書面により委員会の委員の半数以上の同意が得られた場合は、裏付命令の申請を行うことができる。この場合は、後日、委員会に報告するものとする。

3. 処分する場合の手続き

- (1) 2の対応・処分(裏付命令の申請を除く。)を行う場合は、委員会は、処分予定者に対して、異議があれば15日以内に申し出るべき旨を催告しなければならない(なお、催告期間は催告日の翌日から起算するものとする。)
- (2) (1)により処分予定者に異議がある場合は、公開により委員会が処分予定者から聴聞を行う。また、聴聞の際には、必要に応じて処分予定者が所属する団体の長が立ち会うことができる。
- (3) (2)の委員会の聴聞は、会長(又は会長職務代理)、会長が聴聞の都度指名する委員を含めた3名以上の委員が行い、事務局がこれを補佐する。
- (4) (1)により異議がない場合又は(2)の聴聞の結果、異議に正当な理由が認められない場合には、2の対応・処分を行う。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第31号の9に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領(案)

平成 30 年 3 月 22 日

瀬戸内海広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、委員会指示第31号(以下「指示第31号」という。)の9に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. 操業の承認について

指示第31号の3に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。

(1) 承認条件について

① 指示第31号の3の(1)のイの「太平洋クロマグロの漁獲実績を1キログラム以上有すること」を証明する書類については、

1) 平成 25 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までは、漁業協同組合や市場での仕切り伝票等で太平洋クロマグロを水揚げしたことが分かる書類

2) 平成 27 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までは、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐろ漁業の漁獲実績報告書

とし、それぞれの書類の写しを添付するものとする。

なお、1)の書類に該当する書類かどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。

② 指示第31号の3の(1)のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。指示第31号の3の(2)の意見書についても同様とする。

③ 指示第31号の3の(1)のロに規定する操業自粛要請に明らかに応じない漁業者ではない旨の意見書については、

1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が操業自粛要請に応じないことを明らかにしている場合

2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、操業自粛要請に係る指導に応じない、協力が得られない等の指摘があった場合

等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題ないと認められる場合は、その旨の意見をするものとする。なお、都道府県が管内の申請漁業者に関してまとめて意見を行って構わないものとする。

なお、指示第31号の3の(1)の承認申請期限は平成30年5月18日のため、指示第31号の3の(1)のロの「操業自粛要請に明らかに応じなかった漁業者でない」旨の意見書は、第3管理期間の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況を意見したものとなるので、意見書の以後、第3管理期間中に1)や2)に該当した場合は、指示第31号7の(2)のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。

(2) 承継承認について

指示第31号の4の(4)で、現に承認を受けた者から当該承認に係る地位を承継して承認を受ける場合(以下「承継承認」という。)以下により取り扱うものとする。

- ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県間での承継も含むものとする。
- ② 親子等以外で、現承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現承認者の廃業届の提出を要するものとする。

この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、太平洋広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも構わない。

2. 申請書等の提出先について

指示第31号の3の(4)、4の(7)の申請書等の提出先は、委員会事務局とする。

3. 変更の承認について

指示第31号の4の(2)、(3)の以下により取り扱うものとする。

- (1) 指示第31号の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、住所変更とする。
- (2) 指示第31号の4の(3)の使用船舶の変更で代船に係るものは、
 - ① 承認を受けた者が、当該承認に係る船舶を当該承認に係る海域において沿岸くろまぐる漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
 - ② 承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合とする。

4. 承認証の再交付の申請

指示第31号の4の(2)、(5)、(6)で申請又は届出書類に、「現に所持している承認証を添える」場合で、承認証を亡失した場合は、承認証に替えて、指示第31号の6の承認証の再交付の申請を同時に行うものとする。

5. その他

- (1) 指示第31号の承認申請等で必要となる書類を整理すると、別表のとおりとなるので、参考とされたい。

- (2) 指示第31号の1の(2)で、漁業法(昭和24年法律第267号)第52条第1項に規定する指定漁業のうち、近海かつお・まぐろ漁業の許可を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船により我が国200海里内でくろまぐろを採捕する際は、採捕報告を国等に行い、国からの操業上の指導に応じることを条件に、指示第31号では近海かつお・まぐろ漁業として扱うものとする。
- (3) 沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該当する場合は、委員会事務局が字句修正を行うことができるものとする。
- ① 申請者名の氏名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正することができる。
 - ② 漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修正することができる。
- (4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧承認者に割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。また、承認番号は委員会事務局が指定するものとする。

別表 くるまぐる漁業承認申請等に必要書類の一覧表

		様式※1						旧承認証	承認番号の対応	摘要
		第一号	第一号の二	第三号	第三号の二	第四号	第六号			
変更申請	承認証の記載事項※2に変更がない場合	—	—	○	○	—	△	—	—	申請を受理し、承認者情報を内部処理によって修正（承認証は交付しない）。
	変更がある場合	—	—	○	○	—	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
代船申請 (者が変わらず、船のみ入れ替える場合)		—	—	○	○	—	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承継申請	親子間承継など (船は変わらず、者が変わる場合)	—	—	○	○	○	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
	廃業見合新規（者も船も変わる）	○	○	—	—	○	△	○	新番号を付与	変更後の承認証を交付する。
再交付申請		—	—	—	—	—	○	—	旧番号を継続	承認証を再交付する。
単純な廃業		—	—	—	—	○	—	△	—	旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。

※1 第一号:申請書頭紙、第一号の二:申請者一覧表、第三号:変更申請書、第三号の二:変更申請書、第四号:廃業届、第六号:再交付申請書

※2 承認証の記載事項 住所、氏名、船名

- ・承認証下欄の左肩の日付は、変更申請書の起案文書決裁後の施行日を記載する。
- ・変更承認証の承認期間にかかる記載は平成30年7月1日～平成32年6月30日とする（始期を変更に係る決裁の施行日としない。）
- ・再交付申請の場合、当初の承認証と同様のものを交付することとし、欄外や裏面への摘要事項（再交付、書換交付、日付など）の記載は要しない。
- ・廃業届への実印押印、印鑑証明書の添付は要しない。
- ・上記変更申請等のいずれの場合においても、都道府県による漁船原簿の確認行為及び確認印の押印（もしくは漁船原簿の添付）を要する。
- ・変更申請、代船申請、承継申請の際、旧承認証を紛失した場合には、様式第六号（再交付申請書）を添付する。ただし、再交付は行わず、変更承認証の交付で代える。